

第11次

千葉県体育・スポーツ推進計画

「スポーツ立県ちば」の実現を目指して

がんばろう！千葉



チーバくん

平成24年3月

千葉県教育委員会

はじめに

本県では、平成17年度の全国高等学校総合体育大会（「千葉きらめき総体」）並びに平成22年の第65回国民体育大会（「ゆめ半島千葉国体」）において好成績を収めることを目的として、平成14年度に「競技力向上推進本部」を立ち上げ、計画的な取り組みを展開してきました。

そして、「千葉きらめき総体」では、過去最高の入賞者を輩出するとともに、第62回秋田国体の8位入賞を果たし、着実に成果を上げることができました。37年ぶりに開催された「ゆめ半島千葉国体」では本県史上初の天皇杯・皇后杯を獲得し、完全優勝を達成、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、県民に大きな感動と勇気、誇りを与えてくれました。また、平成23年の第66回山口国体においても、男女総合7位・女子総合6位と国民体育大会において5年連続の入賞を果たしました。

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進のみならず、協調と連帯の心、ルール、マナーを守る意識を高めたり、対戦相手や審判等を尊重する心を育みます。また、人や地域間の交流など多様なネットワークを生み出し、お互いの「絆」を強くします。さらに、スポーツは、夢とその実現に向けて突き進む勇気、困難を乗り越える力を育むとともに、人々に感動と誇りを、地域に元気と活力をもたらし、スポーツをする（行う）人、みる人、ささえる人の心を明るくして、生きる喜びを与えてくれます。

新たな体育・スポーツ推進計画は、こうしたスポーツが持つ魅力を踏まえ、これからの本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指さなくてはなりません。

この基本理念のもと、「スポーツ基本法」の趣旨や本県の「体育・スポーツ振興条例」に基づき、施策を体系的、計画的・継続的に推進するため、千葉県スポーツ推進審議会、千葉県議会をはじめとする多くの皆様から広く御意見をいただきながら、この度、平成24年度から平成28年度にわたる5年間を見据えた千葉ならではの第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

本計画では、「生涯スポーツの推進」、「子どもの体力向上と体育の充実」、「競技力の向上」、「スポーツ環境の整備」及び「スポーツを活用した地域の活力づくり」の5つを柱として掲げ、それぞれの「目標」と「施策」、そして「取組の方向性」や「具体的な取組」等を示しています。県では、今後、「スポーツ立県ちば」の実現に向けた取り組みを計画的・継続的に推進していきます。

終わりに、本計画策定に当たりまして、御尽力をいただきました千葉県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様方、また、多くの関係者の方々に感謝申し上げます。

平成24年3月

千葉県教育委員会

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の概要

5つの柱・目標	施策	取組の方向性(抜粋)	具体的な取組(抜粋)
1 生涯スポーツの推進 目標:する・みる・ささえるスポーツを通して、元気と活力ある県民を増やす (成人の週1回のスポーツ実施率:80%)	(1)健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進 (2)高齢者のスポーツ推進 (3)障害のある人のスポーツ推進	○気軽に取り組める健康・体力づくりの推進等 ○介護予防トレーニングセンターの運営や運動を通じた交流活動の推進 ○障害の特性等に応じたスポーツへの参加環境づくり	○各種研修会やHP等での広報・啓発 ○健康ちば21推進事業 ○全国健康福祉祭参加事業 ○介護予防に関する普及啓発事業 ○障害者スポーツ教室等開催事業 ○障害者スポーツ大会開催事業
2 子どもの体向上と体育の充実 目標:自らすすんで運動に楽しむ幼児、児童生徒を育成する体育の推進 (小学校における新体力テスト平均点:80点)	(1)幼児期における体力づくりの推進 (2)教科体育の充実 (3)児童生徒の体力の向上 (4)運動部活動の充実 (5)子どもの体向上に向けた食育の推進	○運動遊び習慣化のための指導者研修と保護者への支援の充実 ○児童生徒の発達段階を踏まえた指導内容の明確化と授業改善 ○時間・空間・仲間の提供による体力の向上 ○事故防止と外部指導者の派遣 ○各学校の指導体制の充実や保護者との連携体制の構築	○保護者の理解を深める取り組み ○幼児期の運動機対活用 ○教科主任研修会 ○各種実技指導者講習会 ○子どもの体向上事業 ○いざいざちばっ子コンテスト ○スポーツエキスパート活用事業 ○スポーツマンシップ講習会 ○食に関する指導事業 ○地域における食育指導推進事業
3 競技力の向上 目標:国民体育大会入賞 (都道府県材数8位以内) 未来のアスリートの発掘・育成・強化	(1)選手の育成・強化、指導者の養成・確保 (2)競技力向上のための環境整備 (3)スポーツ医・科学の積極的な活用 (4)組織・調査等の充実	○国体選手強化サポート事業やちばジュニア強化事業の推進 ○競技用具等整備事業や選手・指導者の参加環境の整備の推進 ○スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援システムの充実 ○国体選手選手・強化活動調査事業や、関係団体との連携促進	○国民体育大会派遣事業 ○ちばジュニア強化事業 ○競技用具等整備事業 ○トップチーム支援事業 ○スポーツ選手医・科学サポート事業 ○国民体育大会選手メディカルチェック ○本部会議の開催 ○調査・研究活動の充実
4 スポーツ環境の整備 目標:県民のスポーツに楽しむ機会 の選択の幅を広げる	(1)人づくりの推進 (2)施設の再整備と有効活用 (3)システムづくりの推進	○スポーツ指導者の養成・資質の向上・表彰制度の活用 ○県総合スポーツセンターの再整備・県立学校体育施設開放の促進 ○総合型地域スポーツクラブ設立・活動への支援やスポーツ情報の収集と提供の充実 ○スポーツ関係団体との連携・協働やスポーツ推進のための財政基盤の確立	○新たなシステムの構築や有効活用の検討 ○観戦対象や推薦基準の明確化 ○中核施設としての再整備・機能回復 ○総合型クラブへの開放拡充 ○設立支援によるスポーツをする場の整備 ○効果的な情報提供システムの構築 ○機動的なスポーツ推進体制の整備 ○財源確保に向けた具体的な取組の検討
5 スポーツを活用した地域の活力づくり 目標:スポーツと地域の特性を活かした千葉の魅力発信	(1)プロスポーツを活用したスポーツの推進 (2)豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信 (3)国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり	○プロスポーツと学校や地域をつなぐシステムの研究 ○地域によるスポーツ大会、スポーツイベントの開催等 ○交流機会の創出とボランティア活動の推進	○プロスポーツ選手等の魅力活用事業 ○プロスポーツ選手等の地域貢献活動の支援 ○ちばアクアラインマラソンの開催 ○サイクルツーリズム推進事業 ○県民体育大会の開催 ○スポーツボランティア活動の推進

※ピンク色塗りつぶし項目は、本計画の新たな施策等

千葉県体育・スポーツ振興条例
 スポーツ基本法
 スポーツ立県ちばの実現を目指して
 互いに支え合う県民の姿
 健康で活力ある生活を送り、
 スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、
 すべての県民がスポーツに親しみ、

「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進

目 次

はじめに

第 1 1 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の概要一覧

I	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の背景	1
	(1) 体育・スポーツの役割	1
	(2) 本県が進めてきた体育・スポーツ振興への取組の概要	1
	(3) 本県が進めてきた「健康づくり」への取組	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	3
II	策定の経過	4
III	千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方	5
1	千葉県体育・スポーツ推進の基本理念	5
2	千葉県体育・スポーツ推進施策の視点	5
	(1) 生涯スポーツの推進	5
	(2) 子どもの体力向上と体育の充実	6
	(3) 競技力の向上	6
	(4) スポーツ環境の整備	6
	(5) スポーツを活用した地域の活力づくり	7
IV	これからのスポーツ推進施策〈5つの柱〉	8
1	生涯スポーツの推進	8
	(1) 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進	8
	(2) 高齢者のスポーツ推進	10
	(3) 障害のある人のスポーツ推進	12
2	子どもの体力向上と体育の充実	14
	(1) 幼児期における体力づくりの推進	14
	(2) 教科体育の充実	16
	(3) 児童生徒の体力の向上	18
	(4) 運動部活動の充実	20
	(5) 子どもの体力向上に向けた食育の推進	22
3	競技力の向上	24
	(1) 選手の育成・強化、指導者の養成・確保	24
	(2) 競技力向上のための環境整備	26

(3) スポーツ医・科学の積極的な活用	28
(4) 組織・調査等の充実	29
4 スポーツ環境の整備	31
(1) 人づくりの推進	31
・スポーツ指導者の養成・資質の向上	31
・表彰制度の活用	33
(2) 施設の再整備と有効活用	34
・千葉県総合スポーツセンターの再整備	34
・県立学校体育施設開放の促進	35
(3) システムづくりの推進	36
・総合型地域スポーツクラブ設立・活動への支援	36
・地域における的確なスポーツ情報の収集と提供の充実	38
・スポーツ関係団体との連携・協働	39
・スポーツ推進のための財政基盤の確立	40
5 スポーツを活用した地域の活力づくり	42
(1) プロスポーツを活用したスポーツの推進	42
(2) 豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信	43
(3) 国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり	45
V 本計画を進めるに当たって	48
おわりに	49
用語の説明等	50
参考資料	53
資料 1 千葉県スポーツ推進審議会委員名簿	53
資料 2 スポーツ基本法	54
資料 3 スポーツ宣言日本(21世紀におけるスポーツの使命)	62
資料 4 千葉県体育・スポーツ振興条例	64
資料 5 いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」	66
資料 6 「体育の授業マイスター」認定事業	67
資料 7 千葉県生活習慣に関するアンケート調査	68
資料 8 県民の運動習慣のある者の割合	69
資料 9 千葉県スポーツ推進審議会条例	70
資料 10 体力づくり優秀組織表彰の概要	71
資料 11 山武市体力づくり優秀組織表彰	72
資料 12 千葉県総合スポーツセンターの施設について	73
資料 13 千葉県体育・スポーツ推進計画の変遷	74
資料 14 千葉県スポーツのあゆみ	78

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 体育・スポーツの役割

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、健康で文化的な生活を営む上で重要な役割を果たします。特に現代社会においては、日常の楽しみとして、青少年の教育として、さらには、生きがいとして、多くの人々に親しまれ互いの交流を促しています。

また、グローバル化し多様な価値が存在する複雑な社会にあって、スポーツは、政治的・経済的・文化的にも重要な影響を与えています。このスポーツの持つ力を主体的かつ健全に活用することはスポーツに携わる人たちの新しい責務となっています。¹⁾

国においては、平成23年6月24日にスポーツ基本法²⁾（平成23年法律第78号）公布、8月24日に施行されました。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と明記され、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

本県においても、平成22年第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の成功などを背景とする県民のスポーツ振興への期待を受け、平成22年12月県議会で「千葉県体育・スポーツ振興条例」³⁾（平成22年条例第61号）が制定されました。「体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与すること」を目的に掲げ、体育・スポーツの基本理念と目指すべき施策の方向性を示すものです。

こうした中、本県をホームタウンとするプロ野球やプロサッカーチームに続き、プロバスケットボールチームの誕生、スポーツ施設への指定管理者制度等の導入、施設の長寿命化を目指すアセスマネジメント⁴⁾の検討など、スポーツを取り巻く環境が変化するとともに、急速な高齢化社会が及ぼす健康づくりや介護予防等への意識の高まりなど、県民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化しています。

さらに、大規模スポーツイベントの開催などは、経済的な波及効果や地域の活性化等を生むことから、東京湾アクアラインや豊かな自然など、本県の持つ数多くの宝・ポテンシャル⁵⁾を最大限に活かしたスポーツによる「ちばブランド」の確立など、新たな役割も期待されています。

このような状況を踏まえ、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支えあう「スポーツ立県ちば」の実現に向け、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」で醸成されたスポーツの「する・みる・ささえるスポーツ」といった優れた環境⁶⁾等をしっかり引き継ぎ、本県の持つ様々なポテンシャルをさらに高め、県民のスポーツへの参加促進と競技力向上などスポーツの推進に積極的に取り組んでまいります。

(2) 本県が進めてきた体育・スポーツ振興への取組の概要

本県では生涯学習社会の確立を目指し、広く県民に健康・体力づくりをはじめとした、「体育・スポーツ」への関わりを広めることが県行政の重要な役割の一つであると考え、県民への具体的な関わりを推進する市町村との役割分担を明確にしながら連携することで、様々なスポーツ振興施策を展開してきました。昭和36年に施行され

たスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を受けて、昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定し、その後改定を加え体育・スポーツの振興に努め、平成23年度を終期とする第10次「千葉県体育・スポーツ振興計画」に至るまで継続して、県の施策である「千葉県教育長期ビジョン」（平成11年千葉県教育委員会策定）と連携しながら体育・スポーツの振興を図ってきました。

その間、国民体育大会（若潮国体：昭和48年）を開催するとともに、国際千葉駅伝（昭和63年より開始）、第41回世界卓球選手権大会（平成3年）、全国スポーツ・レクリエーション祭（平成5年）、世界フィギュアスケート選手権大会（平成5年）、世界柔道選手権大会（平成7年）、UITワールドカップ・クレ射撃大会（平成7年）、国際卓球選手権大会（平成9年）、バレーボール世界選手権大会（平成10年）、世界大学ウエイトリフティング選手権大会（平成11年）、平成17年度には全国高等学校総合体育大会（2005千葉きらめき総体）、平成22年には第65回国民体育大会（2010ゆめ半島千葉国体）及び第10回全国障害者スポーツ大会（2010ゆめ半島千葉大会）を開催してきました。

また、スポーツ指導者の養成事業として、昭和57年度から本県独自の「千葉県社会体育公認指導員」の養成、県内各市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブを設立することを目指して、平成13年度に千葉県広域スポーツセンター事業を立ち上げ、公益財団法人千葉県体育協会⁷⁾（以下、県体育協会という。）と連携し、平成16年度からクラブマネジャー養成講習会を開催するなどクラブ運営の人材育成やクラブの育成・支援を行ってきました。

さらに、学校体育においては、「運動に親しむ資質や能力の育成」「健康の保持増進」及び「体力の向上」を重点目標として推進し、平成19年度より、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」⁸⁾事業を展開しています。「運動を実践すること」「運動を生涯にわたって実践する能力を育てること」を目的に、「学校体育研究活動」の推進や「指導力向上のための研修会」等の施策を展開し、平成21年度より「体育の授業マイスター」認定事業⁹⁾をスタートさせました。

こうした「体育・スポーツ」の推進により、子どもたちの体力・運動能力（文部科学省並びに千葉県の体力・運動能力調査）をみると、平成10年度から実施している新体力テスト施行後13年間の合計点の年次推移で小学校高学年以上の年代では、緩やかな向上傾向を示してきたことや、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の大成功は、県民に夢や希望を与え、より多くの県民にスポーツの楽しさや感動を与えるとともにスポーツへの興味・関心が高まってきました。

（3） 本県が進めてきた「健康づくり」への取組

健康づくり分野においては、平成21年3月に改定した県の健康増進計画である「健康ちば21」に基づき、「平均寿命の延伸」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を基本目標に施策を展開しています。「健康ちば21」では、運動・栄養をはじめとした11の分野において、目標値を定めており、身体・運動活動分野では、「日常生活における歩数の増加」「運動習慣者の増加」を目標としています。

平成22年度に実施した「健康ちば21」の中間評価では、「日頃から日常生活の中で、健康の保持増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人」¹⁰⁾はやや増加傾向にあるものの、「日常生活における歩数」「運動習慣のある者の割合」¹¹⁾は、減少傾向にあり、今後も自発的な健康づくりの実行を促す取り組みを進めていく必要があります。

平成18年8月にオープンした千葉県福祉ふれあいプラザ「介護予防トレーニングセンター」において、壮年期（40歳以上）からの健康づくり（介護予防）を支援しています。また、地域において、生きがいをづくりや健康づくりを進めるため、老人クラブ活動を支援しています。

さらに、障害のある人のスポーツを推進し、自立と社会参加を促進することを目的として、従来、知的障害・身体障害別に開催していたスポーツ大会を平成12年度から「千葉県障害者スポーツ大会」として統一し、平成15年度の大会から精神障害のある人も参加し、それぞれの特性に応じて競技に参加できる総合的なスポーツ大会として開催しています。

2 計画の性格

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これまでの取り組みの成果や現状を踏まえるとともに、平成23年6月公布されたスポーツ基本法の趣旨や、平成22年12月に制定された千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した、総合的な指針を示すものであり、県民・行政・スポーツ関係者（団体）等が、本計画の目標を共有し、その実現に向けて取り組む内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、スポーツ基本法及び千葉県体育・スポーツ振興条例を踏まえ、千葉県教育委員会が策定し、「生涯スポーツの推進」「子どもの体力向上と体育の充実」「競技力の向上」「スポーツ環境の整備」¹²⁾「スポーツを活用した地域の活力づくり」の5つを計画の柱とします。
- (2) 千葉県では、昭和37年度より、5か年間隔で体育・スポーツ振興計画を策定し、今回、スポーツ基本法の制定に伴いその趣旨を踏まえ、千葉県体育・スポーツ推進計画と名称を変更し、第11次の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

3 計画の期間

平成22年の「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の開催により、県民のスポーツへの興味・関心は高まり、両大会を契機とした本県体育・スポーツの一層の推進は、「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すものであり、平成24年度から平成28年度にわたる5年間を見据えた計画です。

本計画に基づく施策を強力に推進するとともに、この計画の進捗状況については、県教育委員会が千葉県スポーツ推進審議会¹³⁾に報告し、その意見を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

また、この計画は、社会状況の変化や、国のスポーツ基本計画、県の総合計画、教育基本計画の改訂を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

II 策定の経過

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定の流れ

年度	月	策 定 業 務
22	8	○体育課内検討会議
	9	○第1回千葉県体育・スポーツ振興計画策定検討会議
	10	○現行振興計画の成果と課題及び今後の見通しの取りまとめ
	11	
	12	○「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定、公布・施行
	1	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規振興計画策定に向けての審議
	2	○新規振興計画の構成図（案）の作成
	3	○新規振興計画の構成図（案）の取りまとめ
23	4	○新規振興計画構成図（案）、新規振興計画（案）の検討
	5	○新規振興計画構成図（案）の作成
	6	○新規振興計画骨子（案）の作成 ※スポーツ基本法の公布
	7	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規計画骨子（案）の審議
	8	○新規振興計画（素案）の作成 ※スポーツ基本法の施行
	9	○ワーキンググループにて新規計画（案）の作成について協議 ○新規振興計画骨子（案）の検討
	10	○新規振興計画（案）の検討
	11	○新規振興計画（案）の検討
	12	○新規振興計画（案）の作成 ※千葉県スポーツ推進審議会条例制定
	1	○千葉県スポーツ推進審議会にて（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）を審議
	2	○（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）について パブリックコメント実施 ○千葉県スポーツ推進審議会にて、第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（最終案）を審議 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（案）を確定 ○千葉県教育委員会会議にて、 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定
	3	

Ⅲ 千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方

1 千葉県体育・スポーツ推進の基本理念

「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これからの本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すものです。

この「スポーツ立県ちば」を実現するために、施策として

- ・「生涯スポーツの推進」
- ・「子どもの体力向上と体育の充実」
- ・「競技力の向上」
- ・「スポーツ環境の整備」
- ・「スポーツを活用した地域の活力づくり」

の5つを計画の柱としました。

また、本計画を策定するに当たり、新たに取り入れたことは次の4点です。

- ・千葉県体育・スポーツ推進計画策定検討会議・ワーキンググループを要綱に基づいて設置し、教育振興部をはじめ企画管理部や健康福祉部、商工労働部など、関係機関との調整や意見交換を行うことによって、より実効性の高い推進計画の策定に努めました。
- ・本県の体育・スポーツ推進に関する根拠条例、「千葉県体育・スポーツ振興条例」が平成22年12月に制定され、同条例に基づいた策定に努めました。
- ・「スポーツ立県ちば」の基本的な考えのもと、その実現に向けて策定に努めました。
- ・計画の内容として、「幼児期における体力づくりの推進」や、「プロスポーツを活用したスポーツの推進」、「豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信」、「国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり」等を、新たな施策として盛り込み策定しました。

2 千葉県体育・スポーツ推進施策の視点

(1) 生涯スポーツの推進

子どもから大人、高齢者や障害のある人など県民のだれもがそれぞれの能力や体力、目的に応じて、日常的に運動やスポーツに親しむことは、心身ともに充実し活力ある生涯をより豊かに過ごしていく上で大切なことです。

このため、スポーツを通じた「健康・体力づくり」の視点から、県民の健康・体力づくりや運動、スポーツへの主体的な取り組みの推進と、ライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備が必要です。また、県民の多様なニーズに対応できるスポーツ情報の積極的な収集、ホームページや広報誌等の内容の充実、スポーツ関係団体との連携等を図り、市町村と連携した情報提供等が必要です。そして、本県の教育振興部をはじめ健康福祉部や商工労働部等の関係部局と連携した様々なスポーツ推進のための取り組みにより「する・みる・ささえるスポーツを通して、元気と活力ある県民を増やす」ことを目標に掲げ、生涯スポーツの推進を図る必要があります。

(2) 子どもの体力向上と体育の充実

幼児期の子どもは、体を動かしたいという運動欲求が強いことから、日頃の運動遊びを通して運動欲求の充足や体力の基礎を培うことが必要です。また、子どもは、学校や家庭、地域のスポーツクラブ等で遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに、仲間とのふれあいを通して豊かな社会性や人間性が養われます。

このため、「幼児期からの体力づくりや学校体育の充実を図る」という視点から、保護者への協力要請や指導者研修会等を通して、子どもたちにスポーツの魅力や優れた技能、スポーツマンシップ¹⁴⁾、健康と体力づくり等を指導できる指導者の育成と資質向上に努めるとともに、適切な運動部活動運営を促進するため「自らすすんで運動に親しむ幼児、児童生徒を育成する学校体育の推進」を目標に掲げ、子どもの体力向上と体育の充実を図る必要があります。

(3) 競技力の向上

平成22年の「ゆめ半島千葉国体」では、天皇杯・皇后杯獲得による完全優勝を達成し、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、県民に大きな感動を与えました。このように、トップレベルの競技者やその指導者たちが、技能を高め記録に挑戦する姿は、県民に大きな夢と感動を与えてくれます。また、トップアスリート¹⁵⁾など優秀なスポーツ選手や指導者等の有する能力を、地域で積極的な活用に努めることで、地域における人材育成の好循環の形成により、スポーツのすそ野の拡大につながります。

このため、「トップアスリートの競技力向上」という視点から、「国民体育大会の入賞、未来のアスリートの発掘・育成・強化」という目標掲げ、「競技力向上推進基本方針」に基づき、高い競技力を恒常的に維持するため、各スポーツ関係団体と連携し、計画的な選手の発掘・育成・強化や指導者の育成、スポーツ医・科学の活用などを行うとともに、国体で活躍した選手の能力を活用することや、千葉国体会場地市町等と連携した強化拠点づくりなど国体で培われた土壌を活かしながら、地域スポーツの推進に資する事業を展開する必要があります。

(4) スポーツ環境の整備

スポーツの推進に係る行政組織の連携・協力した取り組みや、スポーツ関係団体の充実した活動は、県民の豊かなスポーツライフを支援する上で不可欠です。

地域住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援や地域の特性を生かした多様なスポーツに親しむ環境を整備することにより、スポーツを通して交流の場が広がり、地域の活性化を図ることができます。

また、県民の日常的なスポーツ活動の場や大規模なスポーツイベントの会場となる本県の中核スポーツ施設とスポーツ活動の支援体制の整備・充実が求められています。

さらに、長期的視点に立ったスポーツ推進施策を展開するためには安定した財源基盤の確立が必要です。

このため、県民の豊かなスポーツライフを支援する「スポーツ環境の整備」の視点

から、「県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げる」という目標を掲げ、千葉県総合スポーツセンター（以下、県総合スポーツセンターという。）のスポーツ施設・設備などの整備・充実や、県民の多様化するスポーツニーズに応じたスポーツ指導者の育成、スポーツイベントなどのスポーツ情報の収集・提供など人づくり・ハード面・ソフト面の視点からのスポーツの推進を図る必要があります。

（５）スポーツを活用した地域の活力づくり

プロスポーツチームのホームゲームの開催は、「みるスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着をはじめ、地元チームの活躍が地域を元気にします。また、プロスポーツチームと、スポーツ少年団との交流活動等は、子どもたちに夢を与えると同時に、地域密着を目指す各チームにとっても意義あるものです。

また、「ちばアクアラインマラソン」や「国際千葉駅伝」等の開催は、県民のそれぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに取り組める場を提供することになり、「する・みる・ささえるスポーツ」のすそ野の拡大につながるものです。

さらに、全国規模の大会を県内で開催することにより、県内外から多くの集客を図ることができ、地域経済にも大きく貢献することが期待できます。

このため、プロスポーツを活用したスポーツの推進や、豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信、国体開催を契機としたスポーツの拠点づくりを通して「スポーツを活用した地域の活力づくり」の視点から、「スポーツと地域の特性を生かした千葉の魅力発信」という目標を掲げ、県民のスポーツに対する興味・関心をさらに高め競技力向上に資するとともに、地域の活性化やスポーツボランティア活動の推進等に寄与するためにも、スポーツの推進を図る必要があります。

IV これからのスポーツ推進施策＜5つの柱＞

1 生涯スポーツの推進

目標 する・みる・ささえるスポーツを通して、元気と活力ある県民を増やす

(1) 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

① 現状と課題

子どもから大人、高齢者や障害のある人などが、本来の運動欲求や体力の保持増進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて生涯にわたって運動やスポーツを通して活力や生きがいを見いだし、社会活動に積極的に参画していくことは、自分自身、さらには地域社会にとっても大きな意義を有しています。

平成22年の国勢調査結果によると総人口は約621万6千人、平成26年度には約626万人となり、平成22年度の高齢者（65歳以上）の人口は、約132万人で、平成27年度には、約155万人になると見込まれています。高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成22年度は21.5%、平成26年度には、24.3%に達すると見込まれています。本県の高齢者人口は埼玉県に次いで全国2番目の伸び率で増加し、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年度には、県民の4人に1人が高齢者という「超高齢社会」に突入し、今後は高齢者の医療費や介護費用等の増加が懸念されます。

また、学校を卒業し、就職・結婚・育児など個々のライフスタイルの違いにより身体状況や体力に関する個人差が一層拡大します。一般的に、仕事や家事が生活の中心となるため、運動やスポーツへの参加機会が減少する傾向がみられます。

さらに、加齢に伴う身体的な老化現象が顕著になるとともに、体力・運動能力が低下傾向を示し、疲労回復に時間を要したり、体温調節機能が弱くなったりします。そのため、健康・体力づくりを意識して、日常生活に運動を取り入れ、生活習慣として定着させる必要があります。

② 取組の方向性

ア 個人の運動やスポーツへの主体的な取り組みの推進とライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備（気軽に取り組める健康・体力づくりの推進）

イ 県の教育振興部をはじめ健康福祉部等の関係部局と連携した取り組みを通して、定期的にスポーツに親しむためのする・みる・ささえるスポーツの推進

ウ 生活習慣病予防や要介護状態の予防に効果的な運動などに関する正しい知識の普及

エ 日常的に行える運動の種類、身近なスポーツ活動（環境）の情報提供の充実

オ 各市町村の健康・体力づくりに関する施策、取り組みの把握、情報提供による健康づくりの推進（機運の向上）

③ 具体的な取組

ア 気軽に取り組める健康・体力づくりの推進

- ・ 運動不足を感じている人やスポーツに親しむ時間のない人がスポーツに親しむきっかけとなるよう「スポーツ推進月間（仮称）」等を設定し、各地域で行っている気軽に取り組める健康・体力づくりの具体的な事例を紹介するなど、運動やスポーツへの主体的な取り組みを促進します。
- ・ ウォーキングコースやジョギングコースの整備状況等を紹介するなど、運動の機会や場の情報提供を行います。
- ・ ホームページ等を通じ、生活習慣病予防や要介護状態の予防に効果的な運動などの正しい情報を提供します。
- ・ 日常的に行える運動の種類や、身近なスポーツ活動（環境）の情報提供を充実させます。
- ・ 各市町村の健康・体力づくりに関する施策や取り組みを把握し、優れた取り組みの紹介等を行います。¹⁶⁾

イ スポーツ環境の充実

- ・ 個々の生活実態を踏まえた、公共施設等の夜間開放や夜間スポーツ教室の開催等について、市町村とも連携し、情報提供の仕方等について検討します。
- ・ 県民のスポーツ参加（する・みる・ささえるスポーツへの参加）を促進するため、総合型地域スポーツクラブ等での子どもたちや多世代交流のスポーツ活動状況等を紹介します。また、それがスポーツ活動参加へのきっかけや仲間づくりとなり、定期的・継続的にスポーツに親しむことができるよう効果的な方策について検討します。
- ・ 千葉県広域スポーツセンターやそれぞれの総合型地域スポーツクラブのホームページ等を活用し、スポーツイベントや公共スポーツ施設等の情報を積極的に提供します。

ウ 競技性の高いスポーツ大会等に挑戦するアスリートへの活動支援

- ・ 市民ランナーなどシニア世代による競技性の高いスポーツ大会等に参加する機運が高まりつつあります。競技性の高いスポーツイベントの開催について、県体育協会や関係競技団体と連携して情報提供の充実を図ります。

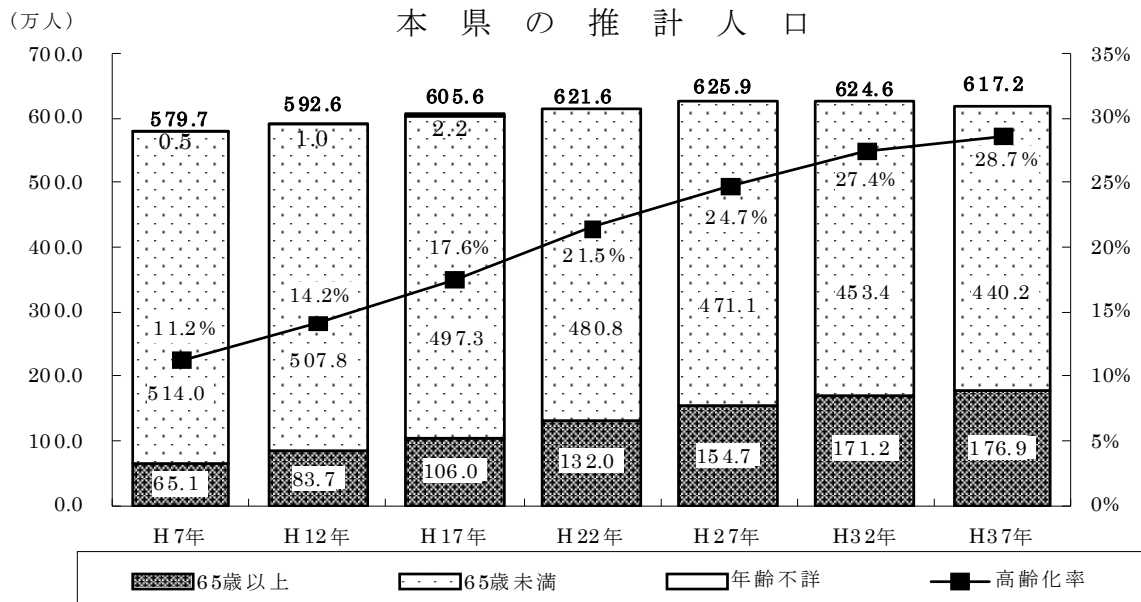
(2) 高齢者のスポーツ推進

① 現状と課題

本県の高齢者人口は、平成22年の国勢調査によると、約132万人であり、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、21.5%です。今後、全国で2番目の増加率で、急速に高齢化が進み、平成27年には、高齢者人口は約155万人と急増し、県民の4人に1人が高齢者となる見込みです。（※本県の推計人口のグラフ参照）

また、寝たきりなど介護度の重い要介護¹⁷⁾4及び5の高齢者は、平成20年度の約3万8千人から、平成26年度には約5万2千人と、高齢者人口の増加率を上回って増えることが見込まれています。

一方、本県の平均寿命は、平成17年では男性が78.95歳、女性が85.49歳となっています。この長寿社会を、県民一人ひとりが、高齢期においても、健康づくりや生きがいを通して、いかに健康で生き生きと自立して暮らせるかは大きな課題です。



※ 平成18年度は8月～3月の8か月間

※ 平成7年から平成22年までは総務省統計局「国勢調査結果」をもとに作成（10月1日現在）。平成27年以降は千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」による推計値。

② 取組の方向性

- ア 個人の体力及び状況に応じた運動の推進
- イ 高齢者の運動を通じた交流活動の推進

③ 具体的な取組

- ア 老人クラブにおけるシニア・スポーツの推進

老人クラブでは、「創造と連帯の輪を広げて一心豊かな21世紀を」をメインテーマに「健康な高齢者像」の創造等を活動の中心に掲げ、高齢化のステージに合わせたシニア・スポーツの推進を行います。

イ ねんりんピックへの選手団派遣

人生のねんりんを重ね、豊かな知識と経験を積み、はつらつとした高齢者を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣します。

この祭典を通じて、世代間・地域間の交流を深め、ふれあいと活力のある明るい長寿社会を目指していきます。

ウ 介護予防の推進

要介護状態になったり、重度化しないように高齢者自らが積極的に介護予防に取り組むため、高齢者に身近な場所で予防教室を開催するとともに、地域の元気な高齢者が他の高齢者に介護予防の必要性を広める取り組みに対し支援します。

また、広く県民に対し、介護予防の普及・啓発を行います。

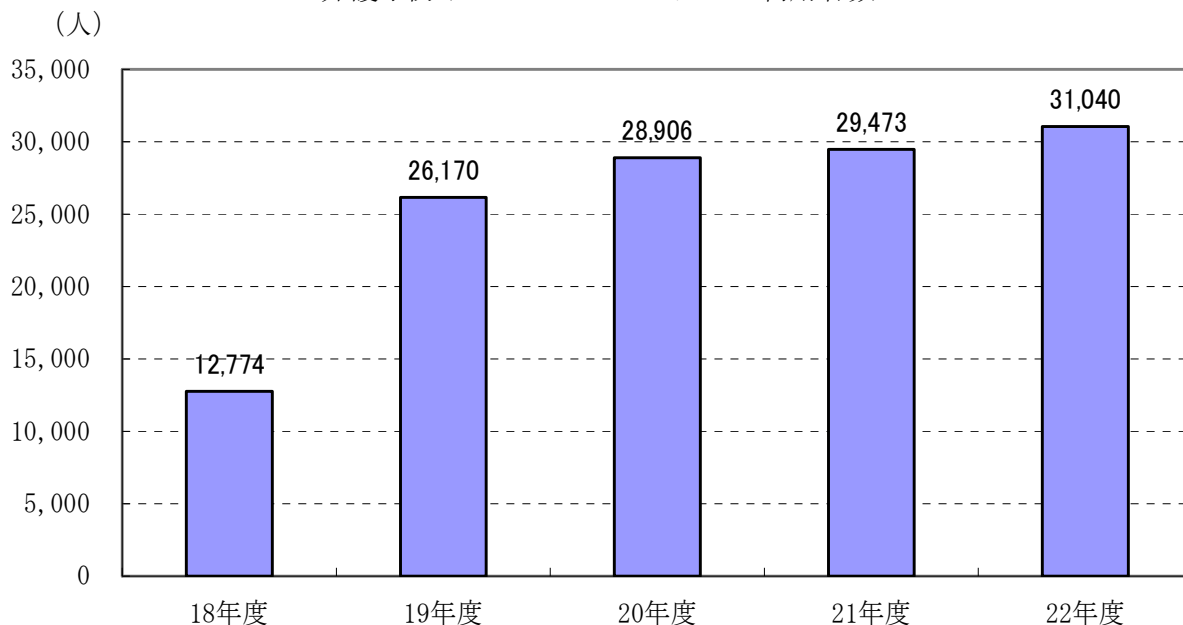
さらに、介護予防事業や介護予防ケアマネジメント業務¹⁸⁾等の包括的支援事業をはじめとする地域支援事業に対し支援します。

エ 千葉県福祉ふれあいプラザの介護予防トレーニングセンターの運営

体力の低下した高齢者も安心して介護予防のための運動ができるよう、高齢者も使用しやすい運動機器や専門のスタッフを配置し、利用者一人ひとりに合った運動プログラムを提供し、運動支援を行います。

また、多くの高齢者が利用できるよう介護予防トレーニングセンター事業を周知します。

介護予防トレーニングセンターの利用者数



※ 平成18年度は8月～3月の8か月間

(3) 障害のある人のスポーツ推進

① 現状と課題

本県では、障害のある人のスポーツを推進し、自立と社会参加を促進することを目的として、知的障害、身体障害、精神障害のある人が、それぞれの特性に応じて競技に参加できる総合的なスポーツ大会として、「千葉県障害者スポーツ大会」を開催してきました。

また、毎年、都道府県・政令指定都市を代表する選手が参加する「全国障害者スポーツ大会」へ選手団を派遣するとともに、その育成に取り組んできました。

平成22年に本県において開催された、第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」では、本県選手団は史上最多の145個の金メダルを獲得し、初の全国1位に輝くという快挙を成し遂げ、多くの県民とともにその喜びを分かち合いました。

このほか、知的障害のある人が元気で明るい生活を送るため、その家族、福祉関係者が一堂に集い、お互いに手をつなぎあってスポーツやゲームを楽しむことにより、体力の増進と親睦を図り、併せて、社会の人々の多くの支援と理解を得ることを目的に、「手をつなぐスポーツのつどい」を開催するなど、スポーツ・レクリエーションイベントを展開してきました。

一方、これらのイベントの推進と障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の指導者の養成などを中心的に担う団体として、「千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会」を育成し、障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の拠点施設として、「千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター」の充実などの環境整備にも取り組んできました。

スポーツ・レクリエーション活動は障害のある人の社会参加の重要な要素であり、これらを通じて、障害のある人同士または障害のある人と障害のない人の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

障害のある人やその支援者のみが参加するスポーツ・レクリエーション活動に加えて、必要なボランティアなどの支援体制を確保した上で、一般のスポーツ・レクリエーション活動に障害のある人が参加できるようにすることも重要です。

そのため、県では、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を包括的に支える団体の強化、参加機会の充実、障害の特性に応じた指導者の養成・確保と地域への定着に取り組めます。

② 取組の方向性

障害のある人の意向や障害の特性に応じて、様々なスポーツに参加できる環境づくりの推進

③ 具体的な取組

ア 千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会の体制強化

スポーツ・レクリエーションイベントの一層の推進を図るため、障害のある人の団体、個人、関連施設、市町村等を含めて包括的に支える団体として、「千葉県

障害者スポーツ・レクリエーション協会」の体制強化を図ります。

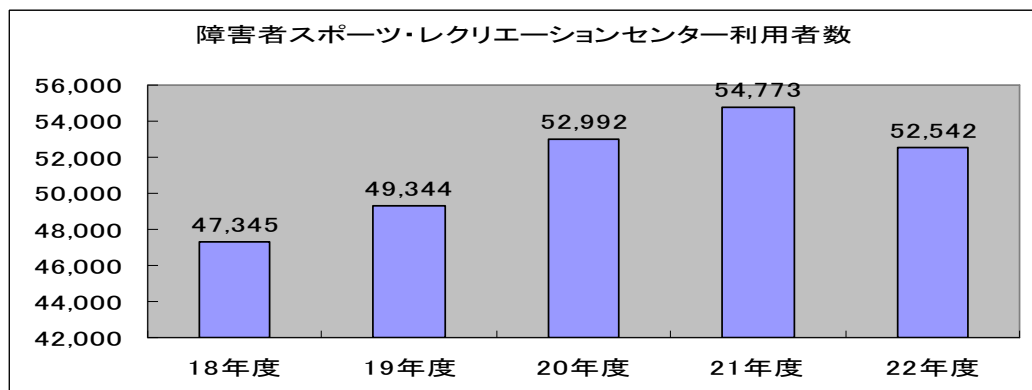
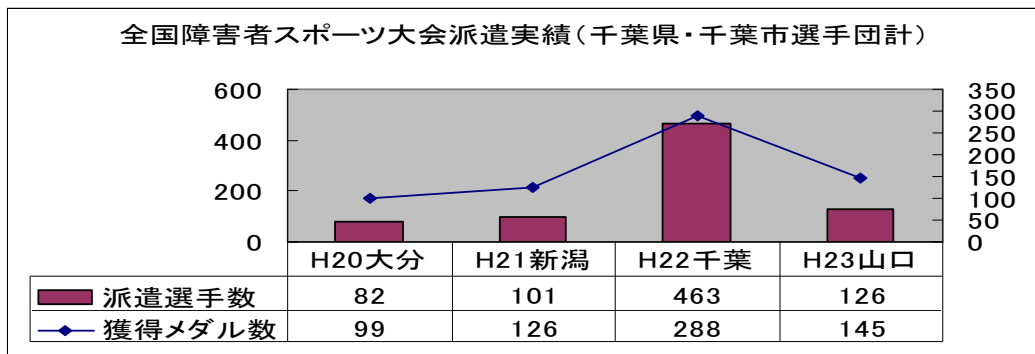
具体的には、当該団体の法人化を進めることにより組織・運営体制を強化し、障害のある人が、関係団体のみならずボランティアをはじめとして広く社会一般の理解を得ながら、様々なスポーツに参加できる環境づくりを進めます。

イ 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの活用促進

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、施設の貸し出しを行うほか、独自のイベントや行事の展開による参加機会の充実を図るとともに、情報の収集と提供に努めます。

ウ 指導者講習会・研修会の充実

障害者スポーツ指導者は、平成22年12月現在、県内で649名が登録されていますが、障害のある人がいつでも、どこでもその特性に応じたスポーツ指導を受けられるよう、指導者講習会や研修会の充実を図り、指導者の養成・確保と地域への定着を図ります。



※ゆめ半島千葉大会の健闘を讃える千葉県選手団(平成22年10月)

2 子どもの体力向上と体育の充実

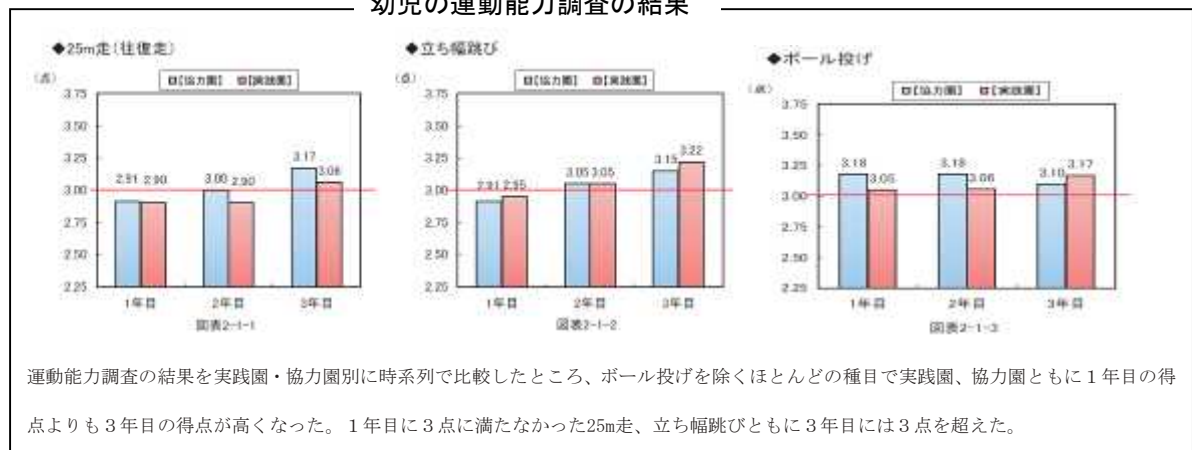
目標 自らすすんで運動に親しむ幼児、児童生徒を育成する学校体育の推進

(1) 幼児期における体力づくりの推進 (☆ 新たな施策)

① 現状と課題

生涯にわたり、運動やスポーツに親しみ、健康的な生活を送るための基礎を培う上で幼児期は重要な時期です。そこで、文部科学省は、平成19～21年度に全国21市町村の幼稚園・保育所の幼児とその保護者を対象として、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」を実施し、幼児の運動能力や生活習慣に対する運動実践の効果を調べました。その結果、普段から戸外の遊びをよくする幼児ほど運動能力テストの得点が高く、ものごとに取り組む意欲が高いこと、運動の活発化や生活習慣の改善を促す実践活動を実施した幼稚園・保育所を卒園した子どもは、小学校就学後の運動頻度が高いことなどが明らかにされました。

幼児の運動能力調査の結果



出典：文部科学省ホームページより引用（体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究の調査結果 2 調査結果から見た幼児の体力の状況）

しかし、子どもの体力は確実に低下しています。例えば、真っ直ぐに走ることができず、隣の子とぶつかってしまう、転んでも手をつくことができず顔面を怪我してしまうなどの現象が子どもに見られるようになっていきます。

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、領域「健康」の中で、「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」ことをねらいのひとつにしています。そして、そのねらいに沿った内容として、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」、「進んで戸外で遊ぶ」「様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」ことを挙げています。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期ですが、幼児は自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向があるといわれています。そして、その機能を十分に使うことによってさらに発達が促されていきます。従って、幼児の興味や能力などに応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことがで

きるようにすることが大切です。同時に、幼児の関心を戸外に向けながら、戸外の空気に触れて活動するようにし、その楽しさや気持ちよさを味わえるようにすることも大切です。

そのために、幼稚園や保育所においては、幼児の興味や関心が自然な形で体を動かす遊びや戸外の遊びに向けられるように、園内・所内の遊具や用具を配置したり、自然環境の整備を行うよう、留意する必要があります。

また、幼児期の運動習慣の確立や基礎的な動きの一層の獲得に向けて、文部科学省では、平成22年に「幼児期運動指針策定委員会」を設置し、幼児期の運動指針を作成しています。この中には、「年齢別身体活動量の目標設定」「身につけておくことが望ましい基礎的な動き」「発育発達段階を考慮した運動習慣・生活習慣の在り方」「幼児期の運動を安全に行うための留意事項」などが示される予定です。

幼児期における体力づくりを推進するために、幼稚園教育要領・保育所保育指針及び「幼児期の運動指針」の内容の理解を深め、日々の実践に結びつけることが大切です。

② 取組の方向性

ア 幼児期の運動遊びを習慣化するための保護者の理解を深めるための取り組みの推進

イ 幼児期の運動遊びを習慣化するための指導者の理解を深めるための研修の推進

ウ 幼児の体を動かそうとする意欲の向上

③ 具体的な取組

ア 保護者の理解を深めるための取り組みの推進 (☆ 新規事業)

幼児期に運動遊びを推進するためには、保護者がその効果を認識できるよう保護者会や広報誌等を活用して啓発を行います。

イ 指導者の理解を深めるための研修の推進 (☆ 新規事業)

幼稚園教育課程研究協議会、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、初任者研修などの研修会の機会を活用して、幼稚園教育要領や保育所保育指針の領域「健康」の教師の理解を深める研修を推進します。

ウ 「幼児期の運動指針」の活用 (☆ 新規事業)

教育事務所で実施している公立幼稚園への計画訪問・要請訪問の際に、「幼児期の運動指針」を活用して、幼児の体を動かそうとする意欲の向上を図るための指導・助言を行うなど運動遊びを推進します。



出典：浦安市内の幼稚園より提供

(2) 教科体育の充実

① 現状と課題

我が国の学習指導要領は、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえ、一人ひとりの人格の完成と国家・社会の形成者の育成という教育の目的の実現を図るべく、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の各学校段階において改善が図られてきました。

体育科・保健体育科においては、以下に示す課題を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視して改善が図られました。

- 運動する子どもとそうでない子どもの二極化
- 子どもの体力の低下傾向が依然深刻
- 運動への関心や自ら運動する意欲、各種の運動の楽しさや喜び、その基礎となる運動の技能や知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が十分に図られていない例も見られること
- 学習体験のないまま領域を選択しているのではないか

各学校においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることが求められています。



【平成22年度「千葉県学校体育研究大会（市原大会）」公開授業の様子】

② 取組の方向性

- ア 児童生徒の発達段階を踏まえた指導内容の明確化による確実な定着
- イ 体づくり運動の充実による体力の向上
- ウ 思考力・判断力の育成

③ 具体的な取組

ア 千葉県学校体育研究大会

小・中・高等学校の教員が一堂に会し、全体会、分科会を行い、体育指導者の資質の向上を図り、体育指導の質的改善と充実に役立っています。

イ 各種研修会

- ・ 小学校体育科、中・高等学校保健体育科教科主任研修会

重点施策の説明や諸問題について研修し、教科主任としての資質の向上を図るとともに、小・中・高等学校保健体育指導の一層の充実に努めます。

- ・ 中堅体育指導者研修会

教職15年程度の経験を有する体育担当教員の中から、特に体育指導に熱意を持ち研究心旺盛な教員を対象に、体育の専門的な内容を広く研修します。

- ・ 学校体育実技指導者講習会、教育事務所別講習会

文部科学省等が行う「子どもの体力向上指導者養成研修」の内容を受講者が講師となって、各小・中・高等学校の体育担当教員に伝達講習します。

- ・ 学校体育実技（武道）認定指導者講習会

中・高等学校体育担当教員等の柔道・剣道の段位及び一級の取得を促進し、武道指導者の養成をするとともに、学校における武道指導の充実に努めます。

- ・ 学校ダンス研究発表会

学校における表現運動、ダンス領域の学習指導の充実に努めるため、指導成果の実践発表を通して、異校種の連携を深め、相互に研究・研修を行います。

- ・ スポーツマンシップ指導者研修会

教科主任研修会に、相手（仲間）やルールを尊重する態度などの研修を計画的に組み入れ、学校におけるスポーツマンシップ教育の充実に努めます。

ウ 学校体育研究指定校事業

各年2校を指定し、体育指導の課題や自校の研究課題に取り組み、その研究成果等を公表することにより、各学校の体育授業の改善・充実に役立っています。

エ 「体育の授業マイスター」認定事業

指導力が高く、教育実践に顕著な成果を挙げている体育教員の指導技術を周知し、教員の意欲・資質の向上を図るとともに、体育授業の改善に役立っています。

オ 地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業（文部科学省委託事業）

小・中学校の体育の授業に外部指導者を派遣し、実技指導を行うとともに、担当教員に指導助言を行い、体育授業の充実及び教員の指導力向上を図ります。

カ 体育の授業における事故防止

「学校事故防止チェックシート」や「授業改善チェックシート」を活用し、適正な指導計画のもと規律ある授業を推進し、事故防止に努めます。

また、柔道の授業に対しては、教員の研修の充実や認定講習による段位の取得を促進し、指導者の養成を図るとともに事故防止に努めます。

(3) 児童生徒の体力の向上

本県では、昭和39年から、県体力・運動能力調査を県内の全公立小・中・高等学校で実施するなど、長年、体力向上を重点施策に位置づけています。近年、子どもの体力低下が叫ばれたのを機に、「いきいきちばっ子健康・体力づくり事業」を平成19年から開始し、各学校を中心に体力の向上に取り組んでいます。

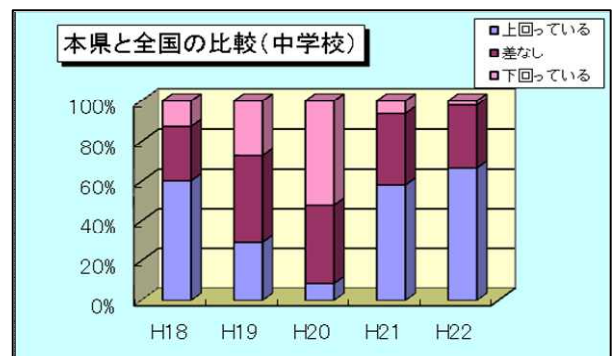
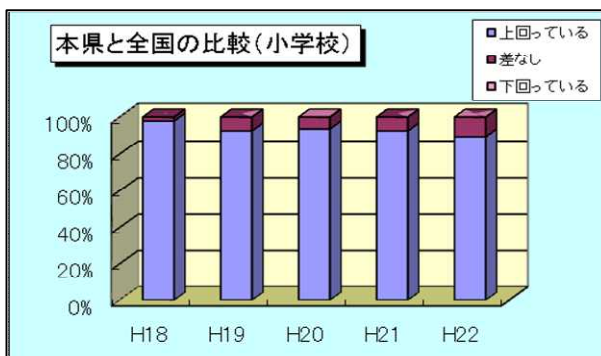
毎回「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本県の児童生徒の体力は全国の上位にあり、事業の成果が現れてきています。県体力・運動能力調査の結果も年々緩やかに向上し、全体的には体力のピークとされる昭和60年頃の記録に及ばないものの、上回る種目も見られるようになってきました。

平成22年度の新体力テストの各項目の平均を全国平均（平成21年度）と比較すると、全192項目中全国平均を上回っている項目は、121項目（63.0%）でした。特に小学校では、96項目中86項目（89.6%）が上回っていました。

体力を向上させるためには、運動を日常的に行う必要があります。運動をする子としない子の体力の差が認められており、運動の習慣化が課題です。本県では、遊び感覚で運動ができるように諸事業を展開したり、体育の授業を通して運動やスポーツ好きの児童生徒を育てたりするなど、体力の向上事業を推進しています。

種 目	小学校（11歳）				中学校（14歳）			
	男子		女子		男子		女子	
	H22	S60	H22	S60	H22	S60	H22	S60
握 力（kg）	21.85	21.75	20.82	20.34	35.85	37.18	25.93	26.73
50m走（秒）	8.62	8.67	8.98	8.89	7.41	7.50	8.57	8.54
ボール投げ（m）	30.80	33.49	17.34	19.91	24.21	25.00	14.82	16.18

【平成22年度県平均値と昭和60年度との比較】



【平成22年度千葉県体力・運動能調査結果と平成21年度の全国平均との比較】

② 取組の方向性

- ア 各学校に対する体力向上の啓発
- イ 時間・空間・仲間を意図的に提供し、遊び感覚での運動実践
- ウ 体育の授業改善、教師の指導力向上
- エ 体力向上に取り組んでいる学校の取り組み例等を各学校で紹介

③ 具体的な取組

ア 体力・運動能力調査の実施

昭和39年に文部省が体力・運動能力調査を実施したのを機に、全公立小・中・高等学校を対象としたスポーツテストを実施し、以来、全国との比較や年次推移等により児童生徒の実態把握に努め児童生徒の体力・運動能力の向上に役立てています。

イ 運動能力証の交付

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、活力にあふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に運動能力証を交付することを規則（昭和38年教育委員会規則17号）で定め、昭和39年から毎年交付しています。

小学校第5学年及び第6学年に在学する児童並びに中学校及び高等学校に在学する生徒及びこれらに相当する者を対象とし、新体力テスト（8項目）の合計点がA段階の者に運動能力証を交付しています。

なお、体力向上への取り組みを一層奨励し、より多くの交付に対応できるよう、従来の記章から、証明書に改め、「運動能力章」を「運動能力証」として平成15年から施行しています。

ウ いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施

児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に、児童生徒が遊び感覚で取り組める運動種目（平成24年3月一部見直し）を紹介し、積極的に外遊びや運動することを奨励しています。各校では、各種目の記録が更新されると県教育委員会に報告し、県教育委員会がランキングをホームページで公表しています。前期・中期・後期・年間で表彰しており、大賞は千葉県教育委員会教育長が受賞校を訪問し表彰しています。

仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成に寄与しています。また、ランキング（記録）を公表することで、活動の意欲化と継続性を図っています。

エ 各学校の実態や地域の特性に応じた体力づくりの奨励

「体力づくり推進モデル校」の取り組みやプログラムを県内小中学校に紹介し、各校でかつて行いました「体力アップ大作戦」の取り組みのように学校や地域の特性に応じた体力づくりを奨励します。



【平成23年度前期大賞授与式】



【授与式と一緒に行われた国体選手交流会】

(4) 運動部活動の充実

① 現状と課題

運動部の活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心を持つ児童生徒が、教員（顧問）の指導のもと、自発的・自主的に運動やスポーツを行うものであり、生涯にわたって親しむことのできるスポーツを見いだす格好の機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動です。

しかし、急激に変化する社会情勢の中、児童生徒及び保護者の価値観や個性、運動に対するニーズはますます増大するとともに、生徒数の減少や顧問の高齢化等に伴い運動部活動の運営に問題が生じてきています。

そこで、外部指導者の導入や運営方法等これからの運動部活動の在り方を検討し、学校・地域・保護者・児童生徒等の実態に即した運動部活動の運営ができるよう十分に留意する必要があります。

ア 中・高等学校における運動部活動加入状況について（※下のグラフ参照）

中学校では、平成16年度まではほとんど変化なく推移してきたが、平成17年度から低下傾向が続いています。

高等学校では、平成12年度から若干の増加が見られ、平成17年度から40%を越え、その後40%余りで推移しています。

イ 指導者（顧問）について

平成22年度の小中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟の顧問の平均年齢は、表1のとおりです。

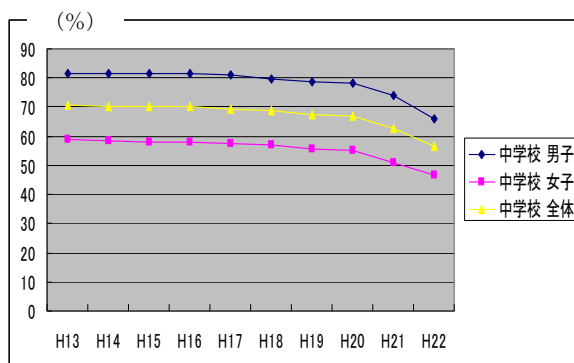
小中体連	高体連	高野連
41.5 歳	44.5 歳	42.7 歳

【表1 指導者（顧問）の平均年齢】

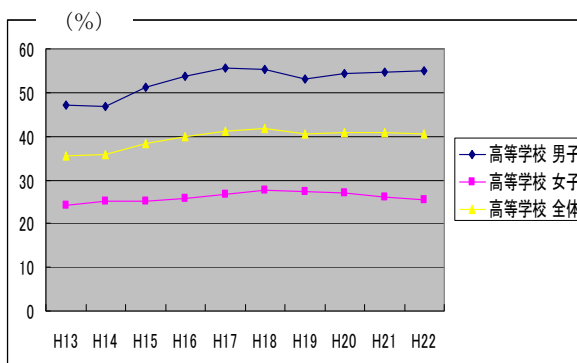
また、高体連では、約30%の顧問が「競技経験がなく、技術指導は不可能」と回答しており、およそ3人に1人は技術指導ができないことを示しています。

ウ 事故防止について

学校及び指導者（顧問）は、児童生徒に事故を未然に防止する態度を育成するとともに、活動場所の安全対策や練習方法の検討、点検など未然に防止できる部分への即効性のある対策を講じ、事故の発生防止に努めることが重要です。



【県内中学校運動部活動加入状況】



【県内高等学校運動部活動加入状況】

② 取組の方向性

- ア 講習会等の充実
- イ 外部指導者の派遣
- ウ 運動部活動中の事故防止の徹底
- エ 学校体育関係団体等の育成

③ 具体的な取組

ア 中・高等学校運動部活動指導者講習会

中・高等学校の保健体育教員以外の運動部活動指導者を対象として、技術講習、安全講習、スポーツマンシップ講習等を開催し、運動部活動指導者の養成と資質向上を図ります。

イ スポーツエキスパート活用事業

県立高等学校の運動部活動に専門的な指導力を備えた外部指導者を派遣し、スポーツの楽しさや達成感等を生徒が体験する機会を豊かにして、スポーツに親しむ基礎を培います。

ウ 安全で充実した運動部活動のためのガイドラインの活用

平成20年7月に県教育委員会が発行した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成24年2月一部改正)の活用・促進し、運動部活動のより一層の充実を図ります。

エ 学校体育関係団体事業の共催及び補助金

- ・千葉県小中学校体育連盟及び千葉県高等学校体育連盟

各連盟が開催する事業を共催し、県大会開催事業及び全国大会派遣事業に要する経費に対し助成し、各連盟の育成・支援を図るとともに、運動部活動の充実に資するものです。

- ・千葉県高等学校野球連盟

硬式、軟式ともに全国大会への派遣に要する経費に対し定額の助成を行い、野球連盟の育成を図るとともに、運動部活動の充実に資するものです。

- ・千葉県特別支援学校体育連盟

千葉県特別支援学校体育連盟が毎年開催するスポーツ大会や駅伝大会等の開催事業及び関東・全国大会派遣事業に要する経費を定額で助成を行い、特別支援学校体育連盟の育成・支援を図るとともに、運動部活動の充実に資するものです。



【平成23年度「北東北総体」の様子】

(5) 子どもの体力向上に向けた食育の推進

① 現状と課題

児童生徒自らが栄養や食事の重要性を理解し、保護者とも連携し、自らを管理する能力を身につけられるよう指導に当たることは、きわめて重要な課題です。

食習慣と生活習慣病との関係もさることながら、昨今では、低栄養妊婦の出産児と生活習慣病発症の関係、女性の骨粗しょう症と思春期女子の不適切な栄養摂取等の関係等も明らかになってきています。

次代を担う子どもたちに、生涯を健康で心豊かに過ごすための知識を身につける食に関する指導は、その重要性から新しい学習指導要領にも明記され、現在、各校で指導が行われています。

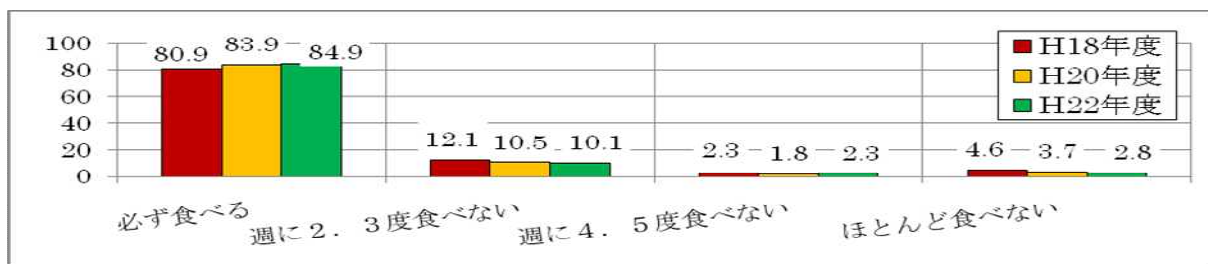
その内容は、食文化や食糧問題、食品の安全性等を含む幅広いものですが、子どもたちの健康づくりとともに、運動に親しむための体力づくりに大きく関わる内容が含まれています。運動に親しみ、その活動をより充実したものとするためにも、心身の発達の段階や、取り組んでいる運動に応じた栄養摂取の仕方等について理解を深め、自ら実践できるように指導・支援することは大きな意味があります。

多くの生徒が運動部活動に取り組み、心身ともに成長が著しい中学校2年生における朝食摂取状況を見ると、約85%程度は毎日朝食を摂っていますが、約15%は朝食を摂らないで登校していることがわかります。

また、県内の中学2年生が自分の体調について、「疲れやすい」「朝から眠い」「やる気が出ない」「イライラする」といった全身の精神的活力の減退などを日頃感じており、食習慣や生活習慣等に課題があります。

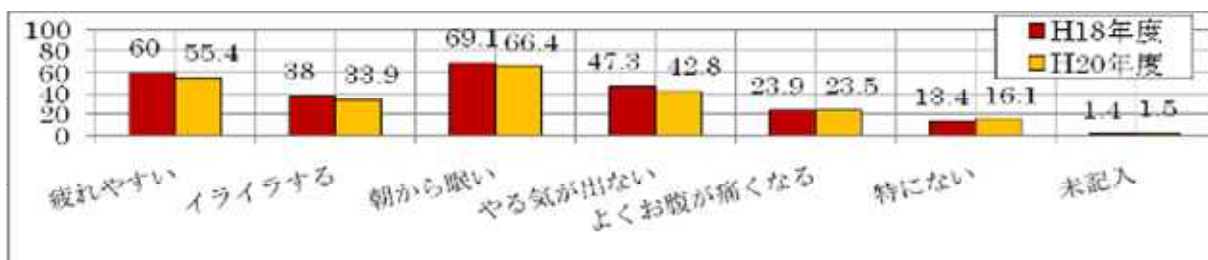
・県内中学2年生の朝食摂取状況

(出典：県学校栄養士会「食生活アンケート」・県学校給食実施状況等調査)



・県内中学2年生が日頃感じていること

(出典：県学校栄養士会「食生活アンケート」・県学校給食実施状況等調査)



・食に関する指導の状況

各校での指導計画作成は、栄養教諭や学校栄養職員が中心となるが、学校長の監督のもと、学校の全体指導計画の中に位置づけられ、全教職員の共通理解の上に、保護

者とも連携しこれを進めることとなっています。

新学習指導要領は、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校が完全実施となり、高等学校は、平成25年度から年次進行で実施となります。現在、小学校では、子どもたちの心と身体の健やかな成長を目指し、食に関する指導が計画的・組織的に行われており、中学校においても、先行実施として多くの学校で、食に関する指導が計画的・組織的に進められています。

身体の成長と栄養摂取は、小学校中学年から高学年にかけて、生活習慣病と食習慣は、小学校中学年から中学校にかけて、運動と栄養に関する指導は、中学校で主に指導する内容であり、その具体的指導方法等については、千葉県学校栄養士会や千葉県学校給食会の協力を得て作成した「いきいきちばっ子」食育学習ノート（小学校版・中学校版）に記載されています。

特に運動と栄養の学習は、大部分の生徒が運動部活動に参加している中学校において、生徒たちが、学びたいと思っている内容の最上位となっているものであり、体育・スポーツ推進計画と大きく関わる内容です。中学校における食に関する指導の柱の一つとして、その指導の充実を図ることが必要です。

そして、食に関する指導内容の「心身の成長と栄養摂取」「生活習慣病と食習慣」「運動と栄養」等については、教職員の共通理解はもちろんのこと、保護者への積極的な情報提供や、子どもたちが参加している運動部活動の指導者等との連携体制の構築が重要です。

② 取組の方向性

- ア 各学校での校内指導体制の充実
- イ 保護者との一層の連携体制の構築

③ 具体的な取組

- ア 計画的・組織的な指導

各校において、心身の成長と栄養の摂取等についての指導が全体指導計画の中に明確に位置づけられ、計画的・組織的に指導が実施されるよう指導に当たるとともに、その状況を把握し、次への指導に活かします。

- イ 研修会等の開催

各校における心身の成長と栄養や生活習慣病と食習慣、運動と栄養等の指導実践が効果的に行われるよう、各研修会等で実践研究協議を行うとともに、「いきいきちばっ子」食育学習ノートの活用状況を把握し、効果的な実践が進められるよう支援します。

- ウ 保護者との連携体制の構築

保護者との連携体制の構築に向け、入学説明会や、部活動保護者会、部活動指導者連絡会等、様々な機会を捉えて、指導内容の紹介や協力依頼等、必要な情報を効果的に提供し、連携体制の構築が図れるよう指導に当たるとともにその状況を把握し、次への指導に活かします。

3 競技力の向上

目標 国民体育大会入賞（都道府県対抗8位以内）

未来のアスリートの発掘・育成・強化

（1）選手の育成・強化、指導者の養成・確保

① 現状と課題

本県では、平成22年、第65回国民体育大会（以下、「ゆめ半島千葉国体」という。）及び平成17年度全国高等学校総合体育大会（以下、「千葉きらめき総体」という。）において好成績を収めることを目的として、平成14年に「千葉県競技力向上推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設立し、計画的な取り組みを展開しました。

この間、競技水準は大きく引き上げられ、「千葉きらめき総体」では、過去最高の入賞者を輩出するとともに、国民体育大会においても、第62回秋田国体8位、第63回大分国体6位、第64回新潟国体6位と着実に成果を上げ、37年ぶりに開催された「ゆめ半島千葉国体」では本県史上初の天皇杯・皇后杯獲得による完全優勝を達成、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、県民に大きな感動を与えました。

加えて、北京オリンピックには7名の本県高校出身者が出場するとともに、年代別の日本代表や競技別の世界選手権代表も数多く輩出するなど、国内外で活躍するトップアスリートの育成にも大きな成果を上げています。

本県で育った選手が日本、そして、世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に感動や勇気、希望、誇りを与え「スポーツ立県ちば」の実現のために大きな役割を果たします。

第66回山口国体においても、男女総合7位・女子総合6位入賞を果たしており、これまでの取り組みの成果をしっかりと引き継ぎ、本県の競技力の恒常的な維持・発展を目指し、選手の育成、強化・指導者の養成、確保に取り組みます。



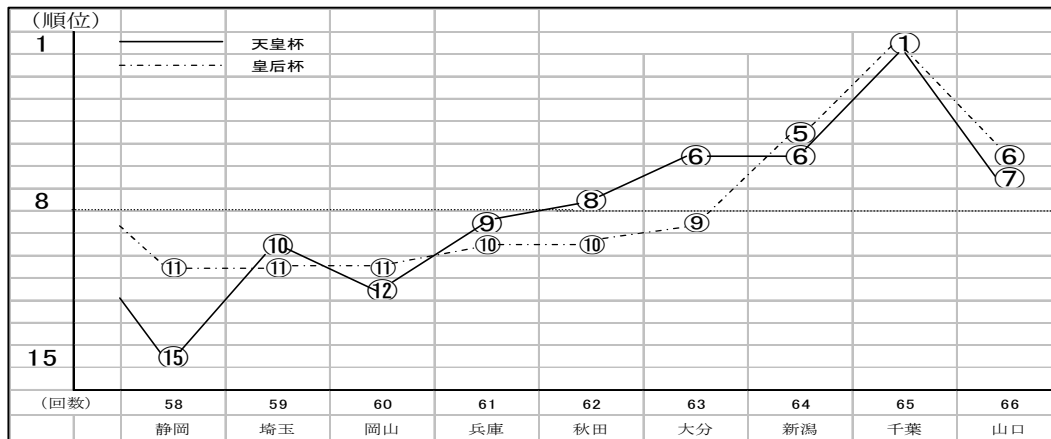
（ゆめ半島千葉国体・完全優勝）

② 取組の方向性

- ア 国民体育大会入賞に向けた国体選手強化の推進
- イ 未来のアスリートの発掘・育成・強化のためのジュニア選手強化の推進
- ウ スポーツマンシップを育成する選手強化の推進
- エ 研修機会の確保等による指導者の資質向上
- オ 指導力のある学校運動部活動指導者の確保と適正配置

③ 具体的な取組

- ア 国民体育大会派遣
- イ 国民体育大会千葉県大会（国体予選）の開催
- ウ スポーツマンシップを育成する選手強化の推進
指導者はスポーツマンシップの持つ教育的価値を正しく理解し、活動を通して選手への育成・定着を図ります。
- エ 国体選手強化・サポート事業
国体出場選手の強化のため強化練習会、強化合宿、県外遠征、招聘試合等を実施します。また、コーチを国体や強化活動に派遣します。各団体の指導者の養成・資質向上のため、県外視察や講習会参加等を支援します。
- オ ちばジュニア強化事業
素質のある選手の早期発見と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を図るためスポーツ教室、地区別練習会、中央練習会、強化合宿等を実施します。
「ゆめ半島千葉国体」開催地等を活用し、新たな強化拠点づくりを目指します。
平成26年「南関東ブロック高校総体」のため強化活動を実施します。
国体選手や指導者を学校等に派遣し、スポーツ教室、強化練習等を行います。
関係団体主催のジュニア選手の育成・強化に関する競技会開催の支援を行います。
優秀な選手や指導者を強化指定し、意欲の向上に努めます。
なお、事業の推進に当たっては、児童生徒の心身の発育・発達段階や健康状態を考慮し、障害防止や安全等に注意するとともに、学習活動に支障のないよう十分配慮します。
- カ 指導者の適正配置・確保
指導者の適材適所の配置について、関係機関、団体及び企業等に協力を求め、積極的に促進します。特に教員の配置については、長期的な視野に立って適切に行われるよう関係機関に要請します。また、運動部活動における外部指導者の導入を積極的に推進します。



(国体成績の推移)

(2) 競技力向上のための環境整備

① 現状と課題

選手の育成・強化の現場では試行錯誤を繰り返し、選手が力を発揮できる環境を地道に整備しています。本県では、競技団体の要望や課題等を踏まえながら、「ゆめ半島千葉国体」に向け、競技用具等の整備、県を代表する企業チーム等への支援、強化拠点施設の確保、強化活動への参加条件の整備などに計画的に取り組みました。

「ゆめ半島千葉国体」終了後も、選手の育成・強化及び必要な競技用具等の計画的整備や、有力選手が所属する企業チームの支援とともに、関係機関の理解や協力を得ながら、練習拠点や参加条件の整備に努める必要があります。

ア 競技用具の整備

選手強化に必要な用具等を整備し、練習条件を整備することは競技力の向上に直接結びつきます。特に競技ルールの変更や、セーリング艇・カヌー艇など高額で特殊な競技用具については、財政的支援による計画的な整備が求められています。

イ 企業チーム等への支援

有力な選手・監督の所属先や、スポーツ活動を推進する企業・大学等と連携し、その活動を側面から支援するとともに、国民体育大会への理解を深め、協力体制を構築することは、一貫した選手強化を推進する上でも重要な課題です。

ウ 強化拠点施設の確保

強化練習を行う際には、高度な練習が可能な施設・設備が長期的に確保されていることに加え、選手が集まりやすい場所等、地理的な条件も必要です。それらを踏まえ、各学校の施設や公共スポーツ施設を優先的に利用できるような方策を推進します。一方で、県民のスポーツニーズの高まりにより、選手強化と愛好者による大会等とのバランスのとれた利用も求められています。

エ 参加条件の整備

強化選手、特にジュニア選手は、小学校高学年から高校生まで幅広い年代であり、学校、保護者の理解・協力なくしては順調な活動は望めません。そのため、児童生徒が強化活動へ参加する場合の理解促進が必要です。



(幕張総合高校クライミングウォール)

② 取組の方向性

- ア 競技用具等の計画的な整備の推進
- イ 企業・大学等との連携の促進、協力体制の構築
- ウ 強化拠点施設の確保と計画的利用の推進
- エ 児童生徒等の参加条件の整備

③ 具体的な取組

ア 競技用具等整備事業

競技運営のための施設・用具の整備を配慮しながら、競技力向上のための施設・用具の整備を段階的・計画的に行います。

イ トップチーム支援事業

本県において各競技の主軸となる競技力を有する企業等のチームをトップチーム団体に指定し、その主体的な強化活動の支援を行います。

ウ 公共スポーツ施設の有効活用

ジュニア選手や県選抜チーム・選手が効果的・効率的に練習することができるよう、公共スポーツ施設等の優先的使用について理解と協力に努めます。

エ 選手・指導者の参加条件の整備

競技力向上事業の推進に当たっては、児童生徒や教員の学校教育活動に支障をきたさぬよう十分配慮しながら、可能な限り所属長に理解を求められるよう努めます。



(セーリング競技・稲毛ヨットハーバー)

(3) スポーツ医・科学の積極的な活用

① 現状と課題

本県は、平成11年3月、県総合スポーツセンターにスポーツ医・科学の拠点である「スポーツ科学センター」を設置しました。また、県体育協会「スポーツ医事・科学研究委員会」と協力し、各種講習会や講演会を開催するなど、ハード、ソフト両面において充実した体制が整備されています。

「ゆめ半島千葉国体」の開催を契機として、スポーツ医・科学に関する理解や科学的なトレーニングの導入を促進するため、スポーツ科学センター機能の積極的な活用とともに県体育協会「スポーツ医事・科学研究委員会」の協力により、選手・指導者を対象とした「ドーピング防止講習会」の実施や、国民体育大会へスポーツドクター・アスレティックトレーナーを派遣するなど、強化現場を直接サポートする体制を充実させています。

中でも、選手の体力測定や栄養状況調査の実施、効果的・効率的な練習やけがの予防のため、スポーツ科学センターにおける選手の体力・能力等に関するデータの集積と、そのデータに基づく練習プログラムの作成などを計画的に進め、選手、指導者、保護者等に効果的なトレーニング方法、けがの予防方策、食生活の在り方などについて指導・助言し、競技力の向上に貢献しています。

今後は、これまでの取り組みを踏襲することに加え、アスレティックトレーナー等のサポートスタッフの育成と確保を進め、多様化する現場のニーズに対応することや、年代別や新測定項目、複数回測定の導入などスポーツ科学センターの機能の充実などにより、競技の特性や競技者の実情に応じた競技力向上支援システムの確立に向けた取り組みを強化していく必要があります。

② 取組の方向性

- ア スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援システムの充実
- イ 県体育協会「スポーツ医事・科学研究委員会」との連携の促進
- ウ スポーツ科学センターの機能の充実と連携の促進
- エ ドーピング防止等講習会開催による教育・研修の充実
- オ アスレティックトレーナー等のサポートスタッフの育成と確保

③ 具体的な取組

- ア 基礎能力測定・障害相談・栄養相談の実施

スポーツドクター・アスレティックトレーナーによる「測定データ活用会議」を開催し、指導者等に測定結果をフィードバックするとともに、指導者が効果的なトレーニング方法、けがの予防方策などに活用できるような知識や技術の充実に図ります。また、選手の栄養状況調査などを計画的に進め、選手、指導者、保護者等に食生活の在り方などについてサポートする体制を確立します。

- イ スポーツドクター・アスレティックトレーナー等の派遣

県体育協会「スポーツ医事・科学研究委員会」から推薦されたスポーツドクター・アスレティックトレーナーを国民体育大会や強化活動等に派遣し、選手の健

健康管理、障害予防、スポーツ外傷の応急措置、リハビリテーション等に対応します。

ウ メディカルチェックの実施

国体選手の健康管理のため、メディカルチェック（健康診断票による問診・MRI検査）を実施します。

エ ドーピング防止に関する教育・研修

アンチドーピングについての理解を深め、ドーピング防止の講習会・啓発活動を推進するとともに、国民体育大会出場選手・監督を対象としたドーピング防止研修会を実施します。



（トレーナーによる障害相談）

（４）組織・調査等の充実

① 現状と課題

ア 組織の充実

本県では、「推進本部」を競技力向上推進の中核的組織として、本部会議を組織し、各種施策を展開しています。本部長は、県副知事、委員には県議会議員・学識経験者など県内各界から幅広い人材を集め、平成23年度は20名の委員で構成されています。

本部会議には2つの専門部会が置かれ、総務企画部会は、予算、決算、総合計画など、普及育成強化部会は選手の育成・強化、指導者の養成・確保などについて審議が付託されています。

これまで本県のスポーツ推進を支えてきたのは県体育協会、各競技団体、学校体育連盟など多くの関係団体の情熱と着実な取り組みです。「推進本部」では、これらの団体と十分な連携を図りながら事業を展開しています。

一方、各競技団体では、競技の特性や実情に応じ、中長期的な視点のもと、明確な目標の設定、目標達成の具体的な計画、成果の分析・評価など組織的な取り組みを推進する必要があります。加えて円滑な強化活動には会計処理等の事務能力の向上も欠かせません。そこで、強化責任者、事務担当者等が一体となった強

化組織の立ち上げを要請し、国体正式競技の40団体すべてに設置されています。

なお、代表者を国体対策委員に選任し、関係者が一堂に会する国体対策委員会総会を開催するなど、情報の共有や研修の充実、意識の高揚に努めています。

イ 調査等の充実

本県の競技力向上に関する施策の総合的・一体的・効果的な推進を図るため、国や他県の強化方策などの研究を進めます。また、各種大会、国体強化練習等の視察、競技団体担当者とのヒアリングなど、優秀選手・指導者の発掘のための調査活動を行うことで、国体選手の選考過程や競技力の現状を把握し、競技団体への的確な指導・助言につなげます。

各種の広報活動を通じて、県民のスポーツへの関心や理解を一層深め、スポーツの喜びや楽しみを県民一人ひとりが味わえるような環境づくりを促進します。

② 取組の方向性

ア 競技力向上推進本部会議の充実と関係団体との連携の促進

イ 競技力向上に関する研究・調査の充実

ウ 競技団体強化組織との連携の促進と教育、研修の充実

エ 本県競技力の把握・分析

オ 広報・表彰等の充実

③ 具体的な取組

ア 競技力向上推進本部会議の開催

計画的な強化施策を推進するとともに着実に具現化に努めます。また、事業の効果や進捗状況を絶えず把握し、施策に反映させます。

イ 関係団体等との連携促進

県体育協会、学校体育団体等関係団体の運営・指導体制の強化、財政基盤確立に努めます。

ウ 各種会議の開催による研修の充実

国体対策委員会総会、強化・会計・派遣、ジュニアの各担当者会議等を開催し、教育や研修を充実させることで円滑な強化活動の展開に努めます。

エ 国体選手選考・強化活動調査事業

本県競技力の現状把握、他県の強化施策の分析等を通して、優秀選手・コーチの発掘・育成・強化のための調査・研究を進めます。また、各種大会、国体強化練習等の視察や競技別のヒアリング等を通して、国体選手・監督・コーチの競技力を把握・分析し、適正な選考を行います。

カ 広報活動の充実

県、県教育委員会、関係市町村の広報誌等で積極的に選手、指導者、チームを紹介するとともに、各種メディアと協力し、広報活動の充実を図ります。

4 スポーツ環境の整備

目標 県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げる

- ※ 本計画において、スポーツを取り巻くスポーツ環境を、
- ・指導者やジュニア選手の育成などの人づくり
 - ・練習条件の整備や施設・設備、用具など施設等の再整備
 - ・スポーツ関係団体との連携・協働や情報の収集・提供等のシステムづくり
- の人づくり・ハード面・ソフト面の視点から捉え、スポーツ環境の整備を目指します。

(1) 人づくりの推進

○スポーツ指導者の養成・資質の向上

① 現状と課題

健康の保持増進への意識が高まる中、県民の多くがスポーツに親しむ機会が多くなるにつれ、その内容、目的やニーズが多様化・高度化しており、スポーツやレクリエーションに関する指導者の確保、養成や質の向上が重要になってきております。

こうした中、子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術や技能レベルなどに応じて活動でき、併せてスポーツ指導者の指導上の過失やけが、事故への対応、心肺停止等の突発的な事故に備えた連絡システムの確認などスポーツ指導者としての危機管理等も求められています。

これまで県においては、地域のスポーツ指導者養成を目的とした社会体育公認指導員・スポーツリーダー・クラブマネジャー養成講習会を、県総合スポーツセンターを中心に開催し、また、各競技団体でも、これまで種目別に専門的な知識や技能を習得するため講習会を実施し指導者の育成に努めてまいりました。

しかし、地域スポーツ指導者の高齢化や中・高生への指導など専門的に指導できる指導者不足並びに指導者となり得る人材を有しながら、十分活用されていないという現状も聞かれることから、指導者の発掘や育成と併せて、効果的に活用するため、指導者研修会の情報の発信や指導者バンクに関する情報伝達及び活用方法の仕組み等の整備を図ることが必要だと考えています。

② 取組の方向性

- ア スポーツ指導者養成の新たなシステムの構築
- イ スポーツ指導者の有効な活用方法の検討
- ウ スポーツ指導者研修会の開催等による指導者の資質の向上

③ 具体的な取組

- ア スポーツ指導者養成の新たなシステムの構築
 - ・ 県で養成してきた「社会体育公認指導員」や「スポーツリーダー」講習会の実施時期、実施方法、講座内容、募集方法など実施要項の見直しや、県民への

周知方法等も含め検討します。

- ・ 地域スポーツの指導者を含む様々なニーズを把握するとともに、今後のスポーツ指導者の在り方を検討するなど、これからのスポーツ指導者養成の新たなシステムの構築を目指します。
- ・ 県が独自に行う指導者養成システムと公益財団法人日本体育協会の指導者資格制度の在り方を検討するとともに県体育協会とも連携・調整を図り、地域スポーツ指導者養成について検討します。

イ スポーツ指導者の有効な活用方法の検討

- ・ 地域スポーツの指導者を含む様々なニーズを把握・分析し、それぞれのニーズに応じた地域スポーツ指導者の活用促進に努めます。
- ・ スポーツ指導者の活用について、地域・学校・職場・総合型地域スポーツクラブ等から県のホームページへのアクセスや、県からの情報発信の仕方などを検討するとともに、市町村や関係機関と連携し、指導者を有効に活用できるように取り組みます。

ウ スポーツ指導者研修会の開催等による指導者の資質の向上

- ・ 子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつでも活動できるようにするため、これまで県が育成した指導者を含め地域スポーツ指導者の育成や資質の向上を目指します。
- ・ スポーツにおけるけがや事故防止に併せて、指導上の過失やけが、事故への対応、心肺停止等の突発的な事故に備えたAEDの配備と操作の仕方、連絡システムの確認など、スポーツ指導者としての危機管理能力を育成するとともに、安全に対する意識の啓発や事故発生時の迅速な対応のための講習会等を開催し、地域スポーツ指導者の資質の向上を図っていきます。
- ・ 資質の向上に際しては、県内外の優れた講師の招聘や、大学、消防局等の関係機関と連携・協力し、指導者の養成及び地域指導者育成の充実を図ります。
- ・ 年齢や体力に関係なく、いつでも、気軽に取り組み、楽しむことのできるニュースポーツを各地域や総合型地域スポーツクラブ等に普及するため、千葉県スポーツ推進委員連合会¹⁹⁾や千葉県レクリエーション協会と連携し、「ニュースポーツ体験講座」等を実施し、ニュースポーツの普及に努めます。

○表彰制度の活用

① 現状と課題

スポーツの推進に尽力された方々に対する表彰制度は、敬意と感謝の意を表し、その功績を永く讃えるだけでなく、スポーツの文化的価値を高め、更なる精進を啓発する上でも重要です。

現在、本県におけるスポーツ分野での表彰については、県民栄誉賞をはじめ、知事表彰、教育奨励賞顕彰、体育功労者等顕彰（教育長顕彰）等があります。

また、国体や全国大会等で功績の顕著な個人や団体、世界大会等での功績が顕著であった個人・団体には優秀スポーツ選手として表彰し、その意義は誠に大きいものであります。

一方で、文部科学大臣表彰の推薦にあたり、生涯スポーツの普及・発展に貢献したスポーツ関係者並びに団体に対する表彰制度の在り方や周知など、表彰制度のさらなる効果を高めるための検討も必要です。

全県規模の各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた選手を表彰し、県民のスポーツをするモチベーションの向上を図ることも検討課題のひとつです。

② 取組の方向性

ア 表彰制度の有効活用

イ 地方体育振興功労者・社会体育優良団体の対象及び推薦基準の明確化

ウ 県内選手の競技力の向上を図り、表彰者、表彰団体の拡大

③ 具体的な取組

ア 表彰制度の有効活用

- ・ 県民に要項や受賞者を紹介するなど表彰制度を幅広く知ってもらう
(ホームページの活用)

- ・ 競技力向上による、トップアスリートの活躍

- ・ 推薦母体への顕彰要項の周知

イ 地方体育振興功労者・社会体育優良団体の対象及び推薦基準の明確化

- ・ 地域又は職域のスポーツの普及・推進の援助

- ・ 地域スポーツにおける組織的・計画的な支援

- ・ 地域スポーツクラブ及びスポーツクラブ以外の団体の活動の継続的アドバイス

(市町村教育委員会)

ウ 県内選手の競技力の向上を図り、表彰者、表彰団体の拡大

- ・ スポーツ関連団体との連携・協働・選手の育成

- ・ 地域におけるスポーツ情報の収集と優秀選手の発掘

- ・ 優秀スポーツ選手の能力の積極的活用（トップアスリート）



千葉県知事賞授与式の様相



平成 23 年度千葉県県民栄誉賞授与式の様相

(2) 施設の再整備と有効活用

○千葉県総合スポーツセンターの再整備

① 現状と課題

県総合スポーツセンターは、県立都市公園の中に設置され県民の体育・スポーツの推進を目的として建設された施設で、スポーツ科学センターを除くほとんどの施設は、昭和48年の「若潮国体」開催に向けて建設されました。

また、県総合スポーツセンターは、本県における国際大会や全国的レベルの大会等を開催する中核的スポーツ施設として位置づけられています。

その中で、陸上競技場については、平成17年の「千葉きらめき総体」開催に向け、耐震補強及び大規模改修を平成16年度に実施しました。

また、平成22年度には、屋外トイレの改修改築工事やテニスコート全16面のうち、未改修であった8面についても、砂入り人工芝の改修工事を実施、さらに、休止していた水泳場を廃止・解体し、大駐車場として慢性的な駐車場不足解消のために整備し、平成22年「ゆめ半島千葉国体」開催を皮切りに供用を開始しました。

しかし、その他の施設のほとんどは、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、新たな仕様・標準に適合していないものや、高齢者・障害のある人への対応、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへの対応においても、多くの課題を抱えています。

特に、野球場・体育館・宿泊研修所については、耐震性に乏しく、県民が安全・安心して利用するためには、早期に耐震改修を実施する必要があります。

② 取組の方向性

ア 耐震性の向上や老朽化した施設の機能の回復

イ 中核的スポーツ施設としての機能を果たす再整備（※P73、資料12を参照）

③ 具体的な取組

ア 耐震性の向上や老朽化した施設の機能の回復

県民が安全・安心して利用できるよう耐震性の向上や老朽化した施設の機能回復に努め、今後、野球場・体育館等耐震性の乏しい施設については、千葉県耐震改修促進計画に基づく耐震補強及び大規模改修を実施する予定です。²⁰⁾

また、その他の施設についても、老朽化や耐震等を考慮しながら効率的な整備を実施するため中長期的な計画を検討していきます。

イ 中核的スポーツ施設としての機能を果たす再整備

整備にあたり、中核的スポーツ施設として、国際大会をはじめ各種競技会等の開催が可能な施設への改修も併せて検討していきます。²⁰⁾

陸上競技場メインスタンド

改修前



改修後



○県立学校体育施設開放の促進

① 現状と課題

県立学校体育施設開放事業は、広くスポーツの健全な普及、発展を図ることを目的に昭和47年から継続して実施しており、一つには、県民のスポーツ・レクリエーション活動の重要な活動基盤として、もう一つには、地域住民の交流を生むコミュニティースペースとして大きな役割を担ってきました。

平成22年度現在、本県における公立学校体育施設の開放状況は、高等学校では、77.2%、小学校では、99.6%、中学校では97.3%となっています。

数字だけを見ると、開放の推進は十分に進んでいると思われそうですが、運営面では、施設の管理、利用者のルールやマナーの欠如、また、利用している団体の既得権意識が強く、新規団体の利用が困難となっているなど様々な問題点を抱えています。

また、高等学校では、部活動での使用頻度が高いことや、開放施設や利用方法などの情報が地域住民へ十分に提供されていないことなどが、公立小中学校の開放に遅れを取っている原因として考えられます。学校は、スポーツ施設・設備はもとより、指導者、プログラム、図書・資料等のスポーツ資源が集積されており、生涯学習施設の拠点として、地域社会という基盤の上に成り立っています。その拠点施設を、教育活動に支障のない範囲で「貸す」・「借りる」という考え方から、「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方へ、学校関係者や利用団体の意識の転換が必要であると考えられます。

② 取組の方向性

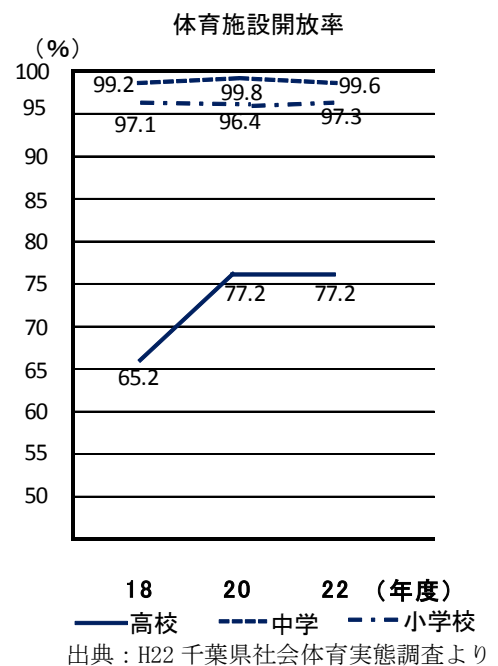
- ア 県立学校体育施設開放事業の拡充
- イ 地域スポーツクラブの拠点施設へ向けた取り組みの推進

③ 具体的な取組

- ア 県立学校体育施設開放事業の拡充
県立学校体育施設開放実施要綱の見直しを図ることにより、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進するとともに、地域スポーツの推進に努めます。

- イ 地域スポーツクラブの拠点施設へ向けた取り組みの推進

「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方への意識の転換を目指し、教職員研修会等を通じて、理解を深めるとともに、地域を拠点とするスポーツクラブの活動の場となることを目指します。



(3) システムづくりの推進

○総合型地域スポーツクラブ設立・活動への支援

① 現状と課題

県民のだれもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。そのため県では、地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の設立・活動支援事業を行っています。県では、総合型クラブの設立・育成を支援する「千葉県広域スポーツセンター」を千葉県教育庁体育課内に設置し、県体育協会と連携しながら、クラブマネジャーの養成をはじめ、ホームページや広報誌を活用した情報提供、また、創設準備中の総合型クラブや未設置の市町村への巡回指導訪問等に取り組んでいます。



＜平成23年度 クラブマネジャー養成講習会＞

平成24年3月末日現在で、県内には31の市町に66の総合型ク

ラブが設立し、地域のスポーツ活動、コミュニティーづくりの拠点として「いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも」という理念のもと、活発に活動しています。しかし、全ての県民へのスポーツ環境の整備という点において、まだまだ十分ではないのが実情です。

総合型クラブ設立・活動の課題として挙げられている「理念の共有」「クラブ運営に携わる人材の発掘」「活動の場となる拠点施設の整備」等を克服するために、県・市町村・学校・スポーツ関係団体等の連携のもと、新規総合型クラブの設立や既存総合型クラブのさらなる発展を支援していくことで、地域スポーツ環境の整備を推進していきます。

② 取組の方向性

- ア 県民へのスポーツができる機会や場の啓発
- イ 総合型クラブの設立支援によるスポーツをする場の整備
- ウ スポーツ関係団体等の連携構築
- エ スポーツ情報を共有できるシステムの構築
- オ 総合型クラブ設立・活動支援助成事業等の情報提供

③ 具体的な取組

- ア 県民へのスポーツができる機会や場の啓発

総合型クラブ設立の理念として、単にスポーツをする場としての機能だけでなく、スポーツをツールとし、そこに集う人々のコミュニティーづくりの場として

の機能を有することが含まれています。このような理念に基づき、地域の中で総合型クラブが活動していることを、様々な媒体を通して、県民に広く啓発活動を行います。

また、総合型クラブの活動や県内の社会体育施設、県立学校体育施設開放事業により体育施設の開放を行っている県立学校など、スポーツをする場に関する情報を提供することで、県民のスポーツ参加機会の向上を図ります。

イ 総合型クラブの設立支援によるスポーツをする場の整備

新規総合型クラブの設立に向けて、市町村生涯スポーツ担当部局や関係スポーツ団体との連携のもと、総合型クラブ設立希望団体への訪問を積極的に行います。

また、学識経験者やクラブ関係者の派遣、クラブ運営の中心となるクラブマネージャーの養成、指導者情報の提供などを通して、総合型クラブ設立支援を行います。

ウ スポーツ関係団体等の連携構築

情報交換会やスポーツ交流大会など、総合型クラブの交流会を開催することで、クラブ間のさらなる連携強化に向けた支援を行います。また、県内の総合型クラブの交流・発展を目的に、平成19年に設立した「千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の活動を支援し、総合型クラブの活動の発展による地域スポーツ環境整備を推進します。さらに、国体選手など、優れた技能を持つアスリートと総合型クラブとの交流活動を推進することを足掛かりとして、トップスポーツと地域スポーツの好循環創出に関する研究を行います。

エ スポーツ情報を共有できるシステムの構築

情報収集はもとより、集めた情報の共有化を図るべく、県民をはじめ指導者、スポーツ関係団体等が総合型クラブやスポーツ関係団体等のイベント・定期活動など、タイムリーなスポーツ情報の収集、発信のためのシステムづくりを行います。また、県で養成した指導者や地域で活動する指導者のニーズとスポーツ関係団体等のニーズをつなぐための連絡調整機能を充実させていきます。

オ 総合型クラブ設立・活動支援助成事業等の情報提供

総合型クラブ設立・活動支援に関する助成事業や国の委託事業などの情報を、積極的に提供していきます。



<テニス教室（NPO 法人習志野イースタンスポーツクラブ）>



<親子で3日体操（流山おおたかスポーツコミュニティ）>

○地域における的確なスポーツ情報の収集と提供の充実

① 現状と課題

県では、ホームページに広域スポーツセンターコーナーを開設するなどして、総合型クラブの紹介や、スポーツ指導者養成講習会、スポーツイベント等の開催予定などの情報を提供しています。市町村においては、スポーツ施設の予約状況が一目でわかり、施設に行かなくてもインターネットにより簡単に予約できるシステムの導入や広報誌を活用してイベントの開催予定を掲載するなど、スポーツ情報の内容や提供方法は県や市町村によって様々です。

そこで、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、県民のだれもがスポーツに参加しやすくなるよう、県民のスポーツに関するニーズや入手方法を踏まえ、スポーツイベントの開催情報やスポーツボランティアに関する情報、指導者やスタッフ等の人材情報、施設利用に関する情報等の提供、さらには、スポーツに関する相談等に応じることができるよう市町村やスポーツ関係団体と連携したスポーツ情報提供システムの構築が必要です。

また、インターネットのホームページを活用して情報を提供するには、情報の定期的な更新や質の高い最新情報を収集する必要があります。

② 取組の方向性

ア 効果的な情報提供を行うシステムの構築

イ ホームページや広報誌等の充実と情報の共有化、ネットワーク化

③ 具体的な取組

ア スポーツ情報提供システムの構築

県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、市町村やスポーツ関係団体等と連携したスポーツ情報提供システムの構築を目指します。ホームページ等でスポーツ情報の提供を行っている関係団体や市町村と連携し、的確でわかりやすいスポーツ情報の提供に努めます。

イ 県民の体力づくりへの支援

県民が安心して運動やスポーツを行い、健康の保持増進と体力向上が図れるようにすることを目的として、運動前のメディカルチェックや体力測定を実施し、運動指導や運動プログラムの作成等に役立つよう努めます。

ウ スポーツドクターの紹介

県民が生涯を通して楽しく運動やスポーツが実践できるようにすることを目的として、スポーツに関わる傷害等の早期発見や早期治療、予防の方法等についての相談窓口として県内の公認スポーツドクターを紹介できるよう関係団体等と連携し、情報提供システムづくりを検討します。

(公益法人日本体育協会公認スポーツドクターの活用など)

○スポーツ関係団体との連携・協働

① 現状と課題

社会状況の変化や多様化する県民のスポーツニーズに対応するには、体育・スポーツの推進に係る行政組織間の連携、スポーツ・レクリエーション活動や健康・体力づくり、競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体との連携・協働が不可欠です。

県は、平成22年4月に中長期的な県政運営の視点に立った県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念とする「輝け！ちば元気プラン」千葉県総合計画を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、スポーツの推進として、地域スポーツ環境の整備、千葉の競技力の向上、「みるスポーツ」「するスポーツ」など、各種の施策を推進しています。

また、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」では、市町村との連携・協力や部局の枠を超えた取り組みにより、多大な成果を上げることができました。

さらに、平成22年12月に千葉県体育・スポーツ振興条例が「県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与すること」を目的として策定され、県の責務、スポーツ関係団体等の役割、県民のスポーツ活動への参加促進のため市町村及びスポーツ関係団体等と連携することなどが定められています。

今後も、県民のスポーツ・レクリエーション活動を促す上で、体育・スポーツ関係団体の果たす役割は、極めて大きいものがあります。各関係団体の自主性を尊重しつつ、本県の体育・スポーツの推進施策を効果的・効率的に展開するため、関係部局の役割を明確にし、それぞれの特性を活かした横断的な地域スポーツの推進など、本県スポーツの一翼を担うスポーツ関係団体との相互の連携や協力など、一層の充実が必要です。

② 取組の方向性

ア 横断的なスポーツ推進体制の整備

イ スポーツ関係団体等の充実を図り、県民のスポーツライフへの支援

③ 具体的な取組

ア 横断的なスポーツ推進体制の整備

県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る行政組織の連携・協力を一層促進するため、定期的な情報交換や会議の開催等を通して、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備します。

イ スポーツ関係団体等の充実を図り、県民のスポーツライフへの支援

・県体育協会の充実と発展

県体育協会は、県内の各種アマチュア競技団体、地域体育団体、学校体育団体で組織される本県のスポーツを統括する団体です。また、「各種競技会の開催」「生涯スポーツ振興」「青少年スポーツ育成」「施設管理」など、広範囲にわたって事業を展開しており、本県のスポーツ推進の中核を担う団体です。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整

備・充実を、市町村や関係団体と連携して支援します。

・千葉県スポーツ推進委員連合会の充実

本連合会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員等で組織される地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの実技指導に加え、総合型クラブの創設・育成にあたっては、地域住民と行政とを結ぶコーディネーターとしての役割が期待されています。

そのため、研究大会等の開催を通してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。また、スポーツ推進委員の活動の強化・充実を促すため、スポーツ推進委員の連合組織である千葉県スポーツ推進委員連合会の充実を図ります。

・学校体育団体の充実

千葉県小中学校体育連盟、千葉県高等学校体育連盟、千葉県高等学校野球連盟、千葉県特別支援学校体育連盟は、学校における体育・スポーツの推進を通して、児童生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力の向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした児童生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備、国による地域におけるトップレベル競技者の育成支援などの観点から、スポーツ推進委員や総合型クラブ等と機能的に連携し、外部指導者の活用など相互の連携・機能充実を図ります。

・千葉県レクリエーション協会の充実

本協会は、レクリエーションの総合的な普及・推進に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに取り組んでいます。多様化する県民のスポーツニーズに対応できるようニュースポーツ²⁾などの指導者の育成を検討するなど、今後も、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション普及のため指導者の育成や資質向上など活動の充実を図ります。

・千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・推進を担う千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会に対して、関係競技団体と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。

○スポーツ推進のための財政基盤の確立

① 現状と課題

スポーツ施設の整備・充実をはじめ競技力向上対策事業の推進、大規模スポーツイベントの開催、総合型クラブの育成・支援など、本計画に掲げる各種施策を推進するためには、独自の財源確保をはじめとする財政基盤の確立が不可欠です。

県では、各会場使用料など、個人がスポーツを行うための直接的な経費については、受益者負担を原則としていますが、その活動が社会的な利益を生み出すものについては、予算措置以外にも国やスポーツ振興くじ（t o t o）の補助金を活用するなど、多様な財源確保に取り組んでいます。

また、千葉県スポーツ振興基金は、本県の生涯スポーツ及び競技スポーツの振興を図ることを目的とし、県内のスポーツ団体、市町村、総合型クラブが行うスポーツ振興活動への経済的支援を行っています。平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、スポーツ振興基金を活用して、有名スポーツ選手やスポーツを通じて、本県で被災された方々に勇気・元気を与える一助となるイベント等を開催する市町、総合型クラブ、スポーツ団体への助成を行い、スポーツの推進に貢献してきました。

今後も地域スポーツの推進の拠点となる総合型クラブへの活動支援、スポーツ関係団体、市町村への助成など、県民のスポーツ推進に寄与するために、東日本大震災からの復旧・復興や県民の高齢化、経済的な不況等の中にあつて、本計画に掲げる施策を長期的・安定的に推進するには、県と市町村、さらには民間が、それぞれの役割を踏まえ所用の財政上の措置を講じていく必要があります。

② 取組の方向性

- ア 財源確保に向けた具体的な取り組みの検討
- イ 助成事業等の積極的な活用
- ウ 効果的な施策の実施と市町村の取り組みの促進

③ 具体的な取組

- ア 財源確保に向けた具体的な取り組みの検討

スポーツ振興基金への県及び市町村の出損金の交付再開について検討、民間募金等の拡充、税制寄附優遇を背景とした募金活動など、今後の造成計画を策定します。また、今後の造成に向けた取り組み、官民が一体となったスポーツ振興に対する取り組みを行います。

- イ 助成事業等の積極的な活用

スポーツ振興くじ（t o t o）の助成事業をはじめ、公益財団法人千葉県教育振興財団が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関やスポーツ関係団体へ提供し、積極的な活用を促進します。

- ウ 効果的な施策の実施と市町村の取り組みの促進

限られた予算を最大限有効に活用するため、施策の選択と集中を行うとともに、コスト削減に組み込み、効果的な施策の実施を図ります。また、県と市町村の役割分担のもと、スポーツ振興のための財政基盤の確立に向けた市町村の取り組みを促進します。



出典：公益財団法人千葉県教育振興財団提供

5 スポーツを活用した地域の活力づくり

目標 スポーツと地域の特性を活かした千葉の魅力発信

(1) プロスポーツを活用したスポーツの推進 (☆ 新たな施策)

① 現状と課題

本県では、千葉ロッテマリーンズ（プロ野球パシフィックリーグ）、柏レイソル、ジェフユナイテッド市原・千葉（プロサッカーJリーグ）、千葉ジェッツ（プロバスケットボールbjリーグ）、バルドラール浦安フットボールサラ（日本フットサルリーグ）等の日本のトップレベルのチームが各リーグに所属して活動しています。

各チームのホームゲームの開催により、我が国トップレベルの競技観戦が身近なものとなり、「みるスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着をはじめ、地元チームの活躍が地域を元気にし、また、地域がチームを支えるという相互関係ができつつあります。

また、県内の企業に所属し、各種大会で活躍している社会人の競技者やチームは、本県の競技力向上において、大きな戦力となっています。さらに、プロスポーツチームによる、学校、地域、スポーツ少年団等との交流や地域貢献活動は、子どもたちに夢を与えるとともに、地域密着を目指す各チームにとっても意義ある取り組みです。

しかし、プロスポーツチームやトップアスリートと学校や地域をつなぐシステムが構築されていないため、その取り組みが十分とは言えない状況です。

② 取組の方向性

ア プロスポーツチームと学校や地域をつなぐシステムの研究

イ プロチームによる学校、地域、スポーツ少年団等との交流や地域貢献活動の推進

ウ プロチームや本県のトップアスリートによる青少年の競技力向上や地域の活性化

③ 具体的な取組

ア プロスポーツチームと学校や地域をつなぐシステムの研究 (☆ 新規事業)

プロスポーツチームによる学校や地域のスポーツクラブでのスポーツ教室等の開催、講師の派遣等を支援します。

また、プロスポーツとアマチュアスポーツとの連携・協力を図るための連絡・協議が進められていることから、県としても、連携を図り、今後の方向性等について研究をします。

イ プロチームによる学校、地域、スポーツ少年団等との交流や地域貢献活動の推進 (☆ 新規事業)

関係機関と連携・協力し、県民との交流やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの指導や普及活動など、プロスポーツチームが取り組む地域貢献活動を推進します。

ウ プロチームや本県のトップアスリートによる青少年の競技力向上や地域の活性化への取り組み（☆新規事業）

千葉ロッテマリーンズ、柏レイソル、ジェフユナイテッド市原・千葉、千葉ジェッツ、オービックシーガルズ、バルドラール浦安フットボールサラなど日本のトップレベルの選手やコーチ並びに国体等で活躍している本県のトップアスリートが実技指導を行う「スポーツ教室」など、トップ選手との交流を通じた青少年の健全育成や技術の向上を図ります。

また、各チームのホームゲームにおける試合観戦では県内外から多数の観客の来訪が見込まれることから、観客に対する千葉県観光のPRや地域物産品、グッズの販売等、様々な経済効果及び地域の活性化につながる効果的な千葉県の情報発信を図っていきます。

（2）豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信（☆新たな施策）

① 現状と課題

自然等の地域の特性を活かしたスポーツ活動の場の充実を図ることは、県民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場の創出、また、スポーツを通しての地域の活性化に寄与する上で、大きな意義を有しています。本県は、四方が海と川に囲まれ平野が多いものの、県土の2割が森林で占められ、山あり海あり川あり多様で豊かな自然は、マリンスポーツをはじめ国内でも有数のアウトドアスポーツのフィールドであり、本県の貴重なスポーツ資源でもあります。

平成24年4月に2012ASTCトライアスロンアジア選手権大会が館山市で開催されます。この大会は、ロンドンオリンピックアジア大陸別代表選考会を兼ねた国際大会であり、日本をはじめとするアジア25カ国から約1,000名の選手が参加します。

また、平成24年10月に開催予定のちばアクアラインマラソンは、「スポーツの推進」と「千葉県の魅力の発信」を2本の柱として開催し、多くの人たちに千葉県と東京湾アクアラインの魅力を知ってもらうことで、地域間交流の拡大による地域の活力づくりを目指すものです。

さらに、千葉県では、全国一平均標高が低く、首都圏にありながら温暖で豊富な観光資源に恵まれているという地域特性を活かし、サイクリストを対象とした「サイクルツーリズム」²²⁾を推進しています。また、全国のサイクリング愛好者を迎え、房総の自然の中を自らの体力と気力で走ることを目的としたツール・ド・ちばが開催がされているなど、本県は多くのサイクリストが集う環境にあります。

今後は、市町村等と連携し、トイレなど施設・設備の整備をはじめ、スポーツと観光を組み合わせたプログラムを開発するなど、地域の特性を活かした活動の場として質の向上に取り組むとともに、県内の豊かなスポーツ資源が多くの人々に利用されるよう、広報活動の充実を図ることが必要です。

② 取組の方向性

- ア スポーツ大会、スポーツイベント等の開催の推進
- イ 県外の大学生や高校生のスポーツ合宿等の誘致
- ウ 地域のスポーツ情報提供

③ 具体的な取組

- ア 地域によるスポーツ大会、スポーツイベント等の開催の推進（☆ 新たな施策）
 - ・ちばアクアラインマラソン（☆ 新規事業）

千葉県が主導する初めての市民マラソンとして、平成24年10月21日に木更津潮浜緑地公園をスタート、東京湾アクアライン海ほたるを折り返し、袖ヶ浦市内を經由、木更津市役所にゴールするフルマラソンを開催します。

この大会の参加者は、15,000人ですが、その家族や応援者等を含め約3万人が県内のみならず県外から来場することが見込まれることから、千葉県の魅力を全国に発信する好機でもあります。そのため千葉県全体を視野に入れ、県庁各部局や県内市町村また東京湾アクアラインを活用した推進連絡協議会から千葉県の魅力情報（観光、物産、催し、サービス等）を集め、ちばアクアラインマラソンの情報にあわせて発信します。また、千葉県の魅力を紹介するイベントや活動等を、実行委員会、県庁各部局、市町村、団体等で連携・協力して実施します。

それにより、大会の来場者に満足感を与えるとともに、南房総、千葉県を再度訪れ、観光や県内各地で行なわれる市民マラソンやイベントに参加してもらう機会とします。

また、大会開催には、開催市町や関係団体と一体となり、企画・運営等のシステムを構築することが必要となることや、県内から3,000人を超えるボランティアの協力が必要なことから、県民の「みるスポーツ」・「するスポーツ」・「ささえるスポーツ」のそれぞれの機会を提供するスポーツイベントとして、今後の在り方を検討してまいります。

- ・ツール・ド・ちば

平成18年度から開催しており、房総半島の潮風を全身に受けながら美しい海岸線から丘陵へとバラエティーに富んだコースを自らの体力と気力で走ることを目的とし、スピード競技ではなく、交通法規と大会規則を守り、完走した人を賞する大会です。

- ・サイクルツーリズムの推進（☆ 新規事業）

全国一平均標高が低く、首都圏にありながら豊富な観光資源に恵まれた千葉県はサイクリングを楽しむには絶好の環境にあります。

県では、こうした環境を活かして多くのサイクリストの方々に繰り返し本県を訪れて、サイクリング観光を楽しんでもらえるようにしていくことを目指して、



出典：千葉日報社提供



サイクルツーリズム推進
キャッチコピー&ロゴ

「サイクルツーリズム」を推進しています。

・2012ASTCトライアスロンアジア選手権館山大会（☆ 新規事業）

毎年各国の各都市で行われるトライアスロンアジア選手権が平成24年4月に館山市で開催されます。トライアスロンはアメリカで生まれたスポーツで1人が連続して3種目の競技（スイム・バイク・ラン）を行うハードなもので、別名「鉄人レース」といわれています。

今大会は、平成24年のロンドンオリンピックアジア大陸別の代表選考も兼ねており、日本をはじめとするアジア25カ国から約1,000人の選手が参加します。大会のテーマは「日本を元気に！」。東日本大震災による風評被害を払拭し、館山から海を含めた日本の安全をアジア、そして世界へ発信します。

イ 県外の大学生や高校生のスポーツ合宿等の誘致（☆ 新規事業）

合宿等の誘致を行う県内自治体や関係団体等と連携し、学校関係者の合宿視察・体験ツアー事業の実施や合宿等への支援検討など、県外の大学生や高校生のスポーツ合宿・キャンプ等の誘致の推進を図ります。

ウ 地域のスポーツ情報提供

地域で開催されるスポーツ大会、スポーツイベント、スポーツ教室・セミナー等、スポーツに関する情報を一元的に提供し、県民のスポーツへの幅広い参加を推進します。

（3）国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり（☆ 新たな施策）

① 現状と課題

県内各地で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表する場、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツをはじめのきっかけとなる場、イベントの参加者相互や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、スポーツイベントの充実を図ることは、スポーツに親しむ県民の増加やイベント開催を通じた地域の活性化にも寄与することが期待されます。

ゆめ半島千葉国体・千葉大会では、本県選手をはじめ両大会のマスコットキャラクター「チーバくん」²³⁾や、おもてなしの心のこもったボランティアの活躍により、全国各地に千葉の魅力をアピールすることができました。

このような大規模スポーツイベントの開催には、競技会場の整備や競技運営に必要な財源の確保、また、関係市町村、競技団体、民間企業、報道機関等との協力体制の確立など、周到で長期的な準備が不可欠です。

そのため、ゆめ半島千葉国体の開催ノウハウ等を活かし、大規模大会の企画・計画・運営等のシステムを構築し、関係市町村や関係競技団体等と一体となった取り組みが必要です。

全国規模の大会を県内で開催することにより、県民のスポーツに関する意識を高め、「するスポーツ」だけでなく、「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」といった形でスポーツに参加する機会を提供することができます。

また、大会規模や参加選手によっては、県内外から多くの集客を図ることができ、

地域経済にも大きく貢献することから、本県で開催される全国規模の大会等については、その目的や効果等を踏まえつつ協力や支援をします。

② 取組の方向性

- ア 国際大会や全国トップレベル大会の誘致
- イ 交流機会の創出とボランティア活動の推進
- ウ 子どもたちの観戦促進

③ 具体的な取組

- ア 国際大会や全国トップレベル大会の誘致

- ・青木半冶杯国際千葉駅伝

青木半冶杯国際千葉駅伝は、1988年に第1回大会が開催され、2012年で24回目を迎えます。第19回大会からは「国際大会として世界初の男女交互にたすきをつなぐレース」となり、世界のトップランナーが集う国際駅伝大会として、国内外に定着し、本県のスポーツ推進や国際的なイメージアップに大きく貢献しています。多くの県民に選手への応援や、世界のトップランナーの走りを間近で見る機会を提供するとともに、審判や運営補助などに小学生から大人まで約4,000人がボランティアとして参画するなど、「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」として親しまれ、県民の健康づくりや体力向上への関心を促進しています。

- ・千葉県民体育大会

本大会は、昭和23年から60年の歴史を有し、県内各郡市体育協会の代表が力と技を競う、本県最大の競技スポーツの祭典として多くの県民に親しまれています。「ゆめ半島千葉国体」開催のため平成21年・22年の2年間休止しましたが、国体開催を契機に、広く県民の間に普及したスポーツを、県民の健康の増進と体力の向上を図りながら県内各地に推進し、地域文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かにすることを目的に掲げ、平成23年度に第61回大会として再開されました。

- ・平成26年度全国高等学校総合体育大会（総合ポスター図案）²⁴⁾

平成26年開催の「全国高等学校総合体育大会」において、観戦の仕方や競技の楽しみ方を周知するための工夫をし、体験コーナーを設けるなどスポーツに触れることのできる機会を作ります。また、高校生をはじめとする多くの県民が大会の準備・運営等の活動に主体的に参加することから、世代を超えた様々なふれあいを通じて大きな感動や達成感を味わい、スポーツの重要性に対する関心と理解を深められることを目指します。

さらに、本県で開催される8競技会場を拠点に、全国から集まる来県者が「千葉の魅力」に触れることのできる様々な場面を提供し、地域の活性化を図ります。

- ・ちばアクアラインマラソン【再掲】

イ 交流機会の創出とボランティア活動の推進（☆ 新規事業）

・ボランティア参加者の開拓と拡大

県民がスポーツボランティアとして活動することは、個人のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、生きがいつくりや職種、世代を越えた交流の輪の拡大にもつながることが期待されています。

県のホームページや県・市町村の広報誌等を活用して、スポーツボランティアの活動内容や募集情報を紹介することにより、ボランティア未経験者への動機づけや意識啓発を図り、ボランティア活動への参加者を開拓・拡大します。

また、スポーツ少年団等に所属する子どもたちのボランティア活動への参加を促進します。

・研修会の開催

関係団体等と連携し、ボランティア活動に必要な知識や技能等を身につける「スポーツボランティア研修会」（仮称）の開催に向けて検討します。

・ボランティアの登録

研修会修了者やスポーツボランティア活動に理解と意欲がある人を登録する「千葉県スポーツボランティアバンク（仮称）」の設立に向けて検討します。

ウ 子どもたちの観戦促進（☆ 新規事業）

子どもたちがトップアスリートの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるよう、大会を主催する関係団体等へ働きかけをします。

V 本計画を進めるに当たって

1 計画実現に向けた体制

(1) 組織体制

教育委員会及び健康福祉部による「体育・スポーツ」や「健康づくり」の推進を図るとともに、平成24年度からは、スポーツを通じた観光振興を目指し、商工労働部など県庁内の関係各課と連携して、「スポーツ立県ちば」を推進します。

(2) 総合的な取り組みの推進

本計画の趣旨を踏まえ、県がそれぞれの状況に応じて市町村と協力・連携し、計画を効率的かつ効果的に推進することで、県全体で総合的なスポーツの推進を図ります。

(3) 県内のスポーツ施設を有効に活用できるシステムの構築

県内のスポーツ施設が、それぞれの地域のニーズや施設の特性を活かすとともに、利用者がより利用しやすい運用システムを検討し、スポーツ機会の促進を図ります。

2 計画推進に向けた広報活動

(1) 計画実現に向けた広報

本計画は、子どもから大人、高齢者や障害のある人が、「する・みる・ささえる」など、それぞれのニーズに応じたスポーツに関わり、行動変容を促すことが必要です。

このため、広報誌やホームページなど、多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図っていきます。

(2) スポーツ大会やイベント等の場を通じた広報

各種スポーツ大会やイベントの場を活用した広報活動を推進します。

(3) 学校を通じた広報

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校や、幼稚園において、児童生徒や幼児並びに保護者に各種の広報誌を通じて、スポーツの重要性や計画の理念等について、子どもたちや各家庭に対する理解を求めるなどの広報を行っていきます。

3 計画の進捗状況の把握と点検・評価

本計画は横断的、総合的な取り組みとして推進しますが、その取り組みのまとめや進捗状況については、関係部局と連携を図りながら、「PDCAのサイクル」²⁵⁾を基に、計画に掲げた施策の「目標」「具体的な取組」などについての成果や課題等を県民や有識者に評価していただくとともに、実施状況等を県教育委員会が取りまとめ、千葉県スポーツ推進審議会に諮り、計画の有効性を高めながら、次年度以降の取り組みに反映させて推進してまいります。

おわりに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本県においても、多くの人命が奪われるとともに、県民の生活にも大きな被害をもたらしました。現在も復旧・復興が大きな課題となっており、そのプロセスを通じて、「社会の絆」の重要性が改めて認識されました。このような環境の変化に対応して、全ての県民が明るく豊かな生活を営むことができるようにするためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であることが必要です。そこでは、次代を担う青少年が、他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が心を明るくして、生きる喜びや誇りを持って暮らすことができます。

このような社会を目指すに当たっては、スポーツは大きな貢献ができるものと期待されています。これは、本県の被災地における被害者や避難者を元気づけるスポーツを通じた取り組みからもわかるように、スポーツには、人と人をつなぐ力や状況を変える大きな力があるからです。

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である。」と謳われ、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

今後、本県において、スポーツを推進するに当たっては、このスポーツの役割を常に念頭におき、特に、青少年の健全育成として、協調と連帯の心、夢とその実現に向けて最後まであきらめないで取り組む強い心、困難を乗り越える力、対戦相手やルール・審判・競技そのものを尊重する心であるスポーツマンシップなど、スポーツの持つ教育的な価値を正しく理解し、次代を担う青少年への定着を図っていきます。また、人と人、地域と地域の交流を促し、相互の「絆」を深め、地域に元気と活力を与え、賑わいの創出や人々が主体となったコミュニティづくりにつなげていきます。

そして、これらの取り組みを通して、本計画の基本理念である「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すとともに、千葉県を誇りに感じ、千葉県で頑張ろうと、心から思える県民を増やしたいと思えます。

東日本大震災から1年が経過し、日本が復興から再生へと新たなステージを迎える中、スポーツを通して、相互に支え合い協力し、最後まであきらめずに頑張れば、夢や希望をかなえることができる。そんな想いを共有することが、復興への歩みや状況を変える力になるものと確信しています。

計画のおわりに、この計画の趣旨に基づき、県民の皆様との連携・協力を軸として、計画を推進することができますよう、御理解、御協力を重ねてお願いいたします。

〈用語の説明等〉

- 1) **スポーツ宣言日本**（21世紀におけるスポーツの使命）（日本体育協会・日本オリンピック委員会）（詳細は、P 62、資料3を参照）
- 2) **スポーツ基本法**：昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、平成23年法律第78号として、6月24日に公布されました。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。（詳細は、P 54、資料2を参照）
- 3) **千葉県体育・スポーツ振興条例**：本県においては、昭和36年以来旧スポーツ振興法に基づき10次にわたり「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定し総合的に施策を展開してきましたが、県民生活のより一層の向上をめざし、「ゆめ半島千葉国体」及び「ゆめ半島千葉大会」開催を契機とし、さらに総合的かつ計画的に施策を推進していくため、体育・スポーツ施策に関する基本的な理念と施策の方向性を明らかにした条例が必要であるとの考えのもと、本条例が制定されました。（詳細は、P 64、資料4を参照）
- 4) **アセスマネジメント**：県有建築物の維持管理に関し、従来の対症療法から、長期的視点により適切な時期に、適切な改修を計画的に行う予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の健全な状態の維持管理、長期的な活用（長寿命化）と生涯に要する費用の縮減、財政負担の平準化を推進するもの。
- 5) **ポテンシャル**：潜在的な能力。可能性としての力。
- 6) **スポーツの「する・みる・ささえる」といった優れた環境**
 - ・するとは、各競技の組織的な取り組みによる指導体制の向上など
 - ・みるとは、国体会場など施設・設備の整備など
 - ・ささえるとは、スポーツ科学センターにおける医・科学サポートの充実や関係団体との連携促進など、といったスポーツを取り巻くものをいう。
- 7) **公益財団法人千葉県体育協会**：平成24年4月1日、財団法人千葉県体育協会より、公益財団法人千葉県体育協会に移行。
- 8) **いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」**
 - ・実施種目：①みんなでリレー ②長縄8の字連続跳び ③みんなで単縄跳び
④連続馬跳び ⑤ボールパスラリー ⑥バスケットボールフリースロー
⑦サークルターゲットスロー

（詳細は、P 66、資料5を参照）※平成24年度より、種目を一部を変更
- 9) **「体育の授業マイスター」認定事業**：小学校の体育の授業において優れた指導力を有している教員を「体育の授業マイスター」として認定し、その指導技術を記録（写真やDVD等）に収め活用したり、近隣校の体育授業の支援をしたりするものです。

（詳細は、P 67、資料6を参照）
- 10) **千葉県生活習慣に関するアンケート調査**：「日頃から日常生活の中で、健康の保持増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人」（詳細は、P 68、資料7を参照）

- 11) **県民の運動習慣のある者の割合**：「日常生活における歩数」「運動習慣のある者の割合」（詳細は、P 6 9、資料 8 を参照）
- 12) **「スポーツ環境の整備」**：本計画が、これから目指すスポーツ環境であり、
1 つには、指導者やジュニア選手の育成などの人づくり。
2 つめは、練習条件の整備や施設・設備、用具など施設等の再整備。
3 つめは、スポーツ関係団体との連携・協働や情報の収集・提供等のシステムづくりで、こうした、スポーツを取り巻くものをいう。（詳細は、P 3 1 以降を参照）
- 13) **千葉県スポーツ推進審議会**：平成 2 3 年 8 月 2 4 日、スポーツ基本法の施行に伴い、本県では、千葉県スポーツ推進審議会条例（平成 2 3 年千葉県条例第 4 4 号）を新たに制定し、千葉県スポーツ推進審議会と名称を改めました。（詳細は、P 7 0、資料 9 を参照）
- 14) **スポーツマンシップ**：「相手」「審判」「ルール」「競技」そのものを「尊重」する心をいう。「尊重」とは、「理解」し、「判断」し、その「価値」を認めること。お互いの立場の違いを理解し、その上で価値を認めること。
- 15) **トップアスリート**：県や国を代表として大会に出場し、県民や国民の模範となる本県の競技者や、本県をホームタウンとするプロスポーツ選手など
- 16) **各市町村の健康・体力づくりに関する優れた取り組みの紹介**
・体力づくり優秀組織表彰の概要（P 7 1、資料 1 0 を参照）
・山武市 体力づくり優秀組織表彰（P 7 2、資料 1 1 を参照）
- 17) **要介護**
・**要支援 1・2**：日常生活の一部に介護が必要だが、介護サービスを適応に利用すれば心身の機能の維持・改善が見込める。
・**要介護 1**：立ち上がりや歩行が不安定。排泄や入浴などに部分的介助が必要。
・**要介護 2**：立ち上がりや歩行などが自力では困難。排泄・入浴などに一部または全介助が必要。
・**要介護 3**：立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱など全面的な介助が必要。
・**要介護 4**：日常生活能力の低下がみられ、排泄・入浴・衣服の着脱など全般に全面的な介助が必要。
・**要介護 5**：日常生活全般について全面的な介助が必要。意思の伝達も困難。
- 18) **介護予防ケアマネジメント業務**：二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。
- 19) **千葉県スポーツ推進委員連合会**：スポーツ基本法の制定に伴い、平成 2 4 年 4 月 1 日より、千葉県体育指導委員連合会から、千葉県スポーツ推進委員連合会に名称を改める。
- 20) **耐震性の向上や老朽化した施設の機能の回復、中核的スポーツ施設としての機能を果たす再整備**（詳細は、P 7 3、資料 1 2 を参照）
- 21) **ニュースポーツ**：技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツ。その数

は、数百種類に及ぶといわれている。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動をいう。

22) サイクルツーリズム：サイクリングを目的とした観光。「サイクリング観光」ともいわれる。

23) 千葉県のPRマスコットキャラクター「チーバくん」：ゆめ半島千葉国体・千葉大会では、本県選手をはじめ両大会のマスコットキャラクター「チーバくん」として活躍しました。国体終了後は、本県のPRマスコットキャラクターとして活躍している。

- ・プロフィール：千葉県に住む不思議ないきもの。好奇心旺盛でいろいろなものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、からだは赤く輝く。食いしん坊でいたずら好きな面も。

誕生日：平成19年1月11日

「チーバくん」は横からみた姿が千葉県の形をしている。

- ・作家：坂崎千春（さかざきちはる）さん

絵本作家・イラストレーター

千葉縣市川市出身

JR 東日本「Suica」のペンギンキャラクターを制作

(※千葉県ホームページより引用)



千葉県のPRマスコット
キャラクター チーバくん

24) 平成26年度全国高等学校総合体育大会（総合ポスター図案）

平成26年度全国高等学校総合体育大会	
★大会愛称	
煌めく青春 南関東総体 2014	
★スローガン	
君の汗 輝く一滴 勝利の雫	
★シンボルマーク	★総合ポスター図案
	

25) PDCAのサイクル：マネジメント手法の一種で、Plan「計画」、Do「実行」、Check「点検」、Act「改善」の頭文字をとったもの。業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることができる。

〈参考資料〉

資料 1

千葉県スポーツ推進審議会委員名簿

NO	氏 名	所 属 役 職 名 等	役 職
1	荒川 昇	公益財団法人千葉県体育協会理事長 ⁷⁾	会 長
2	篠田 哲彦	千葉県スポーツ推進委員連合会会長 ¹⁹⁾	副 会 長
3	浦井 孝夫	了徳寺大学教授	副 会 長
4	相川 堅治	富里市長	委 員
5	荒井のり子	パラリンピック金メダリスト	委 員
6	石毛 成昌	船橋市教育委員会教育長	委 員
7	金澤 篤志	株式会社スポーツシューレ代表	委 員
8	齊藤 利明	成田市立下総中学校長	委 員
9	佐藤喜美子	元千葉県健康福祉部長	委 員
10	谷藤 千香	千葉大学准教授	委 員
11	土居陽治郎	国際武道大学教授	委 員
12	中村 恭子	順天堂大学准教授	委 員
13	西村 清	千葉黎明学園理事長	委 員
14	萩原 出	千葉県立柏南高等学校長	委 員
15	藤見 昌弘	長南町長	委 員
16	牧野由美枝	高齢者体操研究会運営委員	委 員
17	森 和美	千葉県PTA連絡協議会会員	委 員
18	柳川 尚子	財団法人「健康・体力づくり事業財団」調査情報部調査役	委 員
19	柳澤 久	三井住友海上女子柔道部監督	委 員
20	渡邊千代美	千葉県社会体育公認指導員	委 員

資料 2

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的

に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレク

リエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際

的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団

体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料 3

スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命

本宣言は、日本のスポーツ百周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる百年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は1911年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな百年に向けた21世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ百年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の3会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を21世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

既にユネスコは、1978年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い3つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

1. スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

2. スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

3. スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

本宣言は、日本のスポーツ百年の歴史の上に立つ。この百年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見出し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ百年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成23年7月15日
日本体育協会 日本オリンピック委員会
創立百周年記念事業実行委員会
会長 森 喜朗

千葉県体育・スポーツ振興条例

(平成 22 年千葉県条例第 61 号)

(目的)

第一条 この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 体育 健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。(※1)
- 二 スポーツ 運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上又は心身の健全な発達を図るために行われるもの（体育を除く。）をいう。(※2)
- 三 スポーツ関係団体等 県内において体育又はスポーツの振興のための活動を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

(スポーツ関係団体等の役割)

第四条 スポーツ関係団体等は、体育又はスポーツの振興を図るための主体的な活動に取り組むとともに、県又は市町村が実施する体育及びスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第五条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、体育及びスポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めなければならない。

2 県民は、体育及びスポーツの重要性に対する関心と理解を深め、スポーツ活動に親しむよう努めるものとする。

(生涯スポーツの振興)

第六条 県は、すべての県民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、様々なスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携して、県民がスポーツに参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツの選手、指導者等の有する能力を地域のスポーツ活動において積極的に活用するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

する。

(子どもの体力向上と体育の充実)

第七条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、体育に関する施策の充実を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、教職員の資質の向上に努めるとともに、地域における指導者の派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の健康の保持増進)

第八条 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの振興)

第九条 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの競技力の向上)

第十条 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備及び充実)

第十一条 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設（設備を含む。）の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他公共の施設が有効利用されるよう、市町村と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※1) 「**体育**」とは、学校等において健康で安全な生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。

(※2) 「**スポーツ**」とは、運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われるものをいい、「レクリエーションその他の身体運動」には、レクリエーション目的で行うハイキング、キャンプ活動等の野外活動、健康目的で行うジョギングやウォーキング、体操など、幅広い概念を含んだものである。



みんなでやってみよう !! 「レッツ トライ コンテスト」

本県の児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童生徒が取り組める運動種目を紹介し、積極的に外遊びや運動を奨励します。

また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録（ランキング）を公表することにより、活動の意欲化と継続性を図ります。

1 対 象

(1) 県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒とする。

(2) 参加単位は「クラス」の部、「グループ」の部の2部門とする。

「クラス」の部は、学級全員の児童生徒で取り組んだ場合とする。

ただし、けがや病気等でやむを得ず参加できない児童生徒がいる時は、当該児童生徒以外の児童生徒が全員参加している場合を「クラス」とする。

2 期 間

(1) 実施及び申込み期間 4月1日～2月末日とする。

(2) 表彰対象期間及び 3期（前期・中期・後期）とする。

表彰時期 ○前期 4月 1日～ 6月30日（7月内に表彰）
○中期 7月 1日～11月30日（12月内に表彰）
○後期 12月 1日～ 2月 末日（3月内に表彰）

※各期毎に上記期間内で申込みがあった記録を表彰対象とする。

3 実施種目及び部門等

○ 学校種等ごとに7種目（別紙）の中から選択して行う。

学校種	小学校			中学校	高等 学校	小・中 特 別 支 援 学 級	特別支援学校			
	低学年	中学年	高学年				小学 部	中学 部	高等 部	
部門	クラス	グループ	クラス	グループ	クラス	グループ	クラス	グループ	クラス	グループ
種目	クラス	グループ	クラス	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ
(1)みんなでリレー	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(2)長縄8の字連続跳び	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(3)みんなで短縄跳び	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(4)連続馬跳び			○	○	○					
(5)ボールパスラリー		△	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)バスケットボールフリースロー				○	○	○				
(7)サークルターゲットスロー						○	○	○	○	○

※ △は一部実施

※ 平成24年度より、種目を一部変更

「体育の授業マイスター」認定事業

近年、子どもの体力の低下や運動する子と、そうでない子の二極化傾向などが指摘されています。そのような中、「ちばっ子」の体力を向上させ、たくましく成長させるには体育授業の充実・改善を図り、進んで運動や外遊びに取り組む子どもを育成することが重要です。

そこで、平成21年度から、県内小学校の体育授業の改善と教員の指導力向上を図るため「体育の授業マイスター」認定事業をスタートさせました。

本事業は、小学校の体育授業において優れた指導力を有している教員を「体育の授業マイスター」として認定し、その指導技術を記録（写真やDVD等）に収め活用したり、近隣校の体育授業の支援をしたりするものです。

現在は、女性5人を含む18名のマイスターが県内各地で活躍しています。

【22年度の活用状況】

1 体育授業の公開

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
11件／209人	25件／380人	19件／425人	55件／1,014人

2 体育授業の記録(写真・DVD等)の活用

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
241件／1,617人	325件／2,300人	252件／1,782人	818件／5,699人

3 他校の体育授業や研修への助言及び支援

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
15件／276人	25件／529人	14件／269人	54件／1,074人

【DVDの内容】

平成21・22・23年度の3年間で、小学校で扱う全ての領域を網羅した34の授業をDVDに収録しました。現在、市町村教育委員会を通じてその活用を図っています。

領域	体づくり運動	器械運動系	陸上運動系	水泳系	ボール運動系	表現運動系	
低学年	体ほぐしの運動①	多様な動きをつくる運動遊び①	器械・器具を使っての運動遊び②	走・跳の運動遊び②	水遊び①	ゲーム①	表現リズム遊び①
中学年		多様な動きをつくる運動①	器械運動④	走・跳の運動①	浮く・泳ぐ運動①	ゲーム②	表現運動①
高学年		体力を高める運動①	器械運動④	陸上運動②	水泳①	ボール運動③	表現運動④

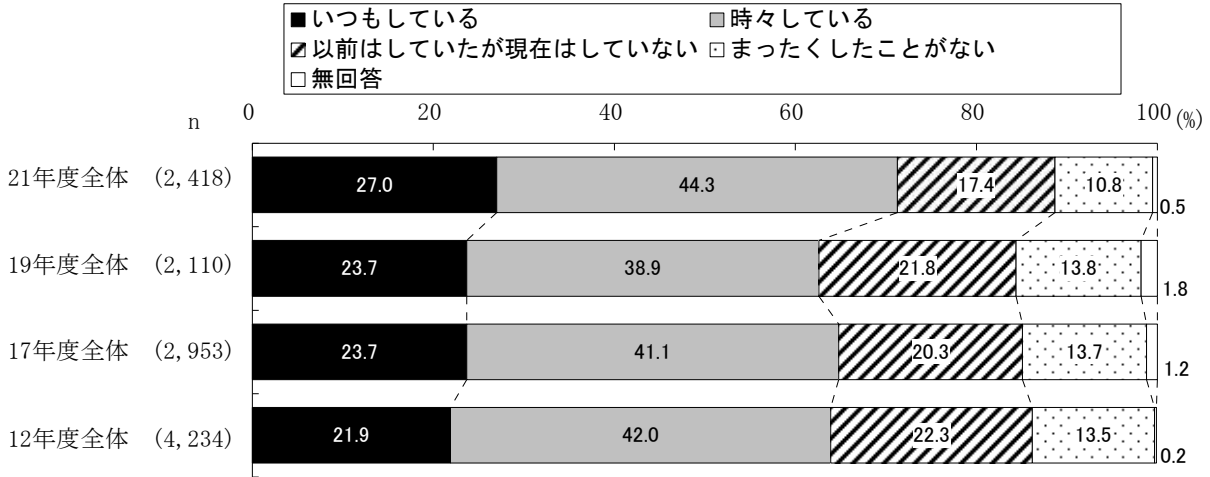
* 表の中の○数字は、収録してある授業の数です。

資料7 千葉県生活習慣に関するアンケート調査

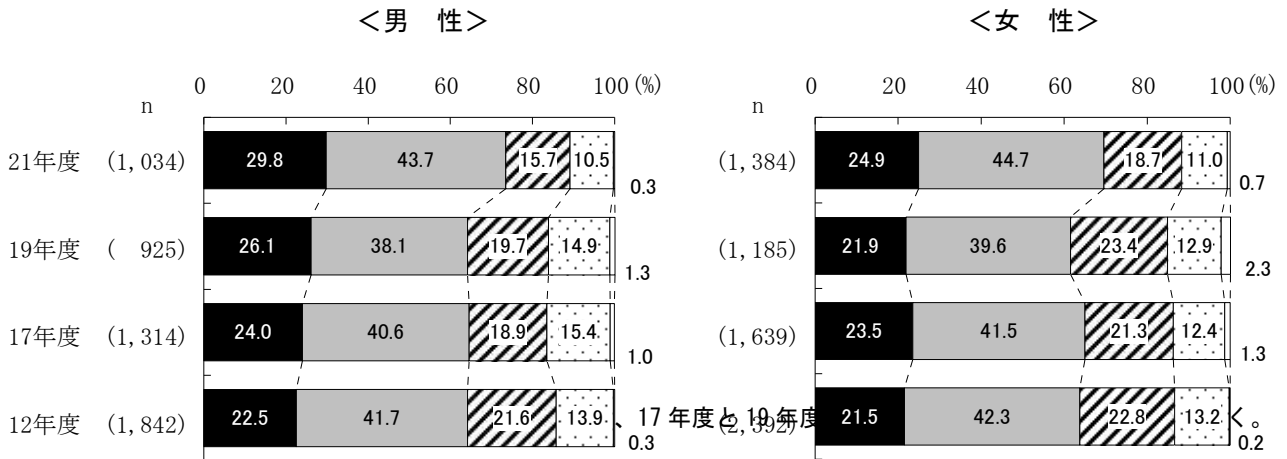
○日常生活で健康の維持・増進のために意識的に身体を動かしたり、運動したりしている県民は増加傾向にあります。
 (『千葉県生活習慣に関するアンケート調査』)

【経年調査との比較】

健康の維持・増進のために身体を動かす程度 (全体)

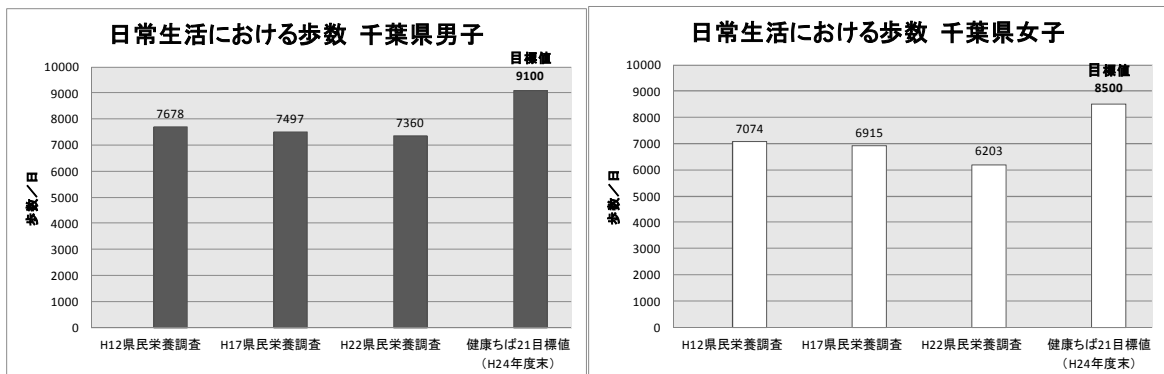


健康の維持・増進のために身体を動かす程度 (性別)

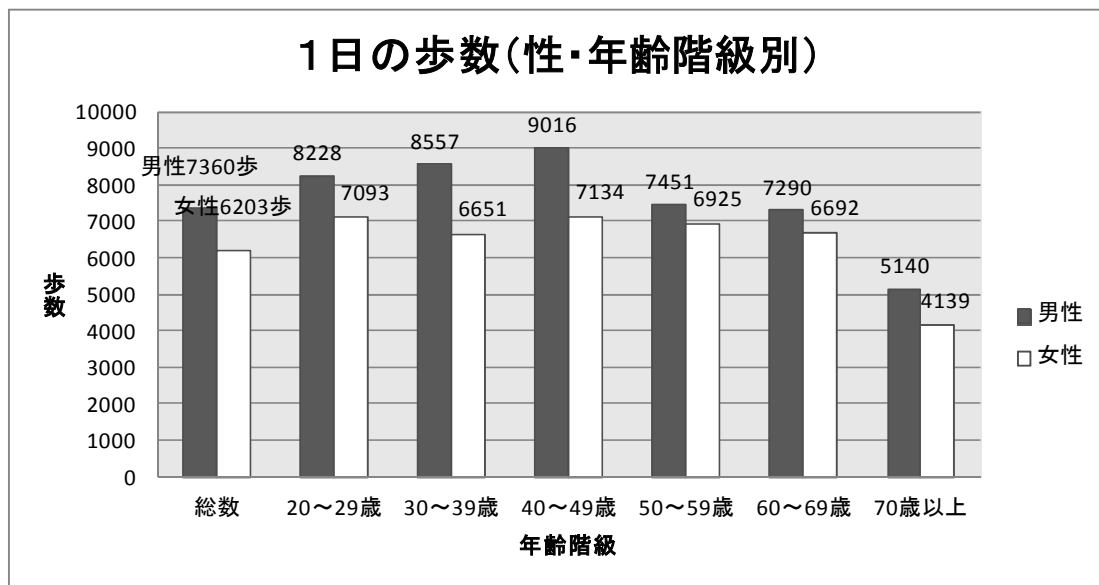


○日常生活で1日に歩く歩数は、減少傾向にあり、「健康ちば21」の目標値に達していません。
 (『平成22年県民健康・栄養調査』)

県民の1日あたりの平均歩数

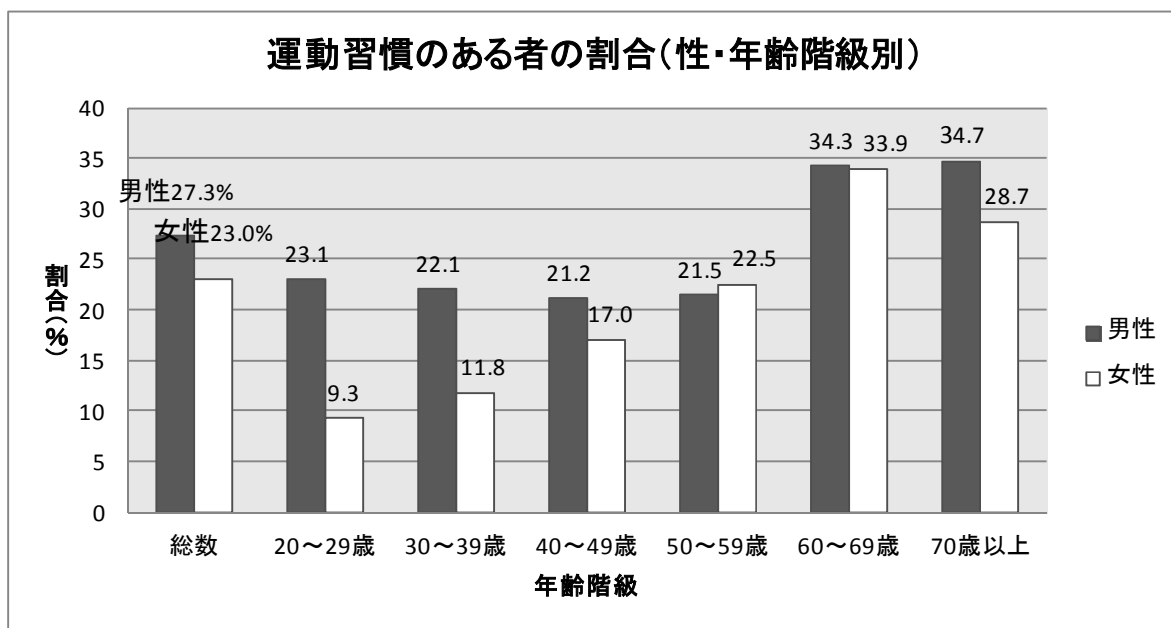
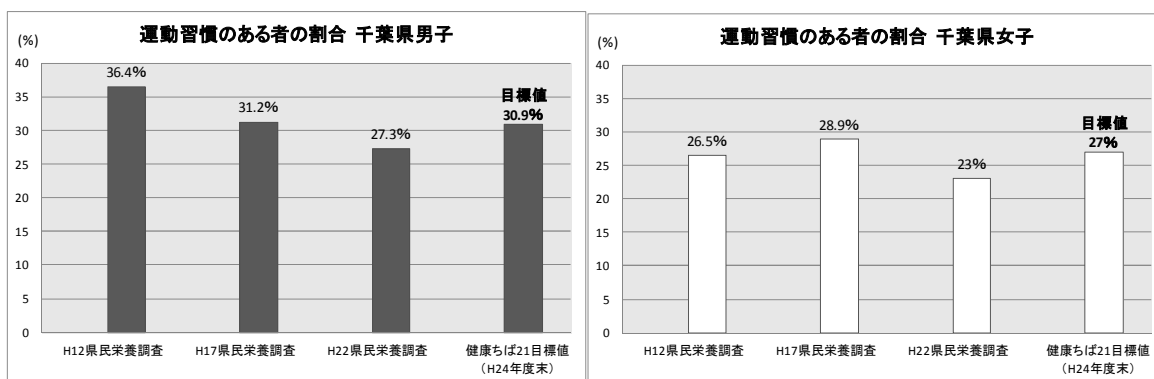


資料 8 県民の運動習慣のある者の割合



○ 1回30分以上の運動を、週2回以上、1年以上継続している人の割合は減少傾向にあります。
 (『平成22年県民健康・栄養調査』)

県民の運動習慣のある者の割合



千葉県スポーツ推進審議会条例

(平成 23 年千葉県条例第 44 号)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定により、県に千葉県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- 1 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 スポーツ基本法第 35 条前段の意見を述べること。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員の数は、10 人以内とする。
- 3 委員は、スポーツに関し学識経験を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の廃止)

- 2 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 5 号）は、廃止する。

(委員の数及び任期の特例)

- 3 第 3 条第 2 項及び第四項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に任命される委員の数は 20 人以内とし、当該委員の任期は平成 24 年 6 月 22 日までとする。

体力づくり優秀組織表彰の概要

本表彰制度は、体力づくり国民運動の推進のため、文部科学省が実施している自治体及び地域組織の表彰制度である。

この表彰は、地域や職場における保健・栄養の改善及びスポーツ・レクリエーションの普及運動（体力づくり運動）を推進し、顕著な成果をあげている組織を文部科学大臣、体力づくり国民会議議長が表彰することにより、体力づくり運動の普及及び充実を図ることを目的としている。

各都道府県教育委員会等から推薦された組織の中から被表彰組織を決定する。

推薦基準

- ア. 体力づくり運動を推進するための、住民（従業員）参加による組織運営が円滑に営まれてまれていること。
- イ. 体力づくりに関する実践・啓発・広報活動が積極的に行われていること。
- ウ. 体力づくりを実践するクラブ等の育成が積極的に行われていること。
- エ. 体力づくり関係施設の提供等が積極的に行われていること。
- オ. 過去において体力づくり運動に関する功績により国の表彰を受けていないこと。
- カ. 体力づくり国民会議議長賞を受賞し、受賞後原則として3年以上を経過していること。（文部科学大臣表彰のみの推薦基準）

体力づくり運動について

昭和39年12月「国民の健康・体力増強対策について」の閣議決定に基き、健康の増進、体力の増強について国民の自覚を高めるため、推進されている運動。翌40年3月、趣旨の普及・徹底と実践的効果を高めるため、「体力づくり国民会議」が結成された。現在、8府省、227団体から構成され、事務局を文部科学省スポーツ・青少年局に置いている。

千葉県内受賞組織一覧（市町村・地域組織の部）

- 1 内閣総理大臣賞受賞組織（平成22年度より廃止）
平成12年度 松戸市
- 2 文部科学大臣賞受賞組織（平成12年度までは総務庁長官賞）
平成5年度 松戸市、平成22年度 山武市
- 3 体力づくり国民会議議長賞受賞組織

S43 光町	S57 三芳村	H11 野田市
S44 長南町体力づくり推進協議会	S58 山武町	H12 御宿町
S45 千葉市	S59 大多喜町	H18 流山市
S46 館山市	S60 八街町	H19 市川市、勝浦市
S48 飯岡町	S61 松戸市	H21 柏市民健康づくり推進員連絡協議会
S51 鴨川市	H元 船橋市スポーツ健康都市推進委員会	H22 八千代市
S52 朝夷地区体力づくり推進協議会	H7 富里町	H23 成田市
S53 八日市場体力づくり推進協議会	H8 市原市	
S54 小見川町健康体力づくり推進協議会	H10 神崎町	

※H19～21年度までは1県2団体まで推薦可

山武市 体力づくり優秀組織表彰 平成22年度文部科学大臣賞受賞 体力づくり運動を始めた動機、背景、主な取組等

スポーツ・レクリエーション分野では、「市民体育祭」「市民駅伝競走大会」「さんむロードレース大会」などの大イベントの開催や、体育協会加盟競技団体が主催する協議会・教室が数多く実施され、その数は200を超えており、市民生活の中にスポーツが浸透している。地域スポーツ活動の推進の一つとして小学校区（13校）を単位とした支部事業が行われており、子どもから高齢者の世代交流と健康増進も図られている。

また、市民のスポーツに対する「する」きっかけとして、昨年度から各地域や団体の行事に合わせ出前によるスポーツ講習会を開催した。さらに、本年度は、軽スポーツ教室を毎月第3土曜日に開催している。総合型地域スポーツクラブについては、本年度中の設立に向け、現在、準備委員会・講習会などを開催して市民に呼びかけをしている。

こうした中で、市民の「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに楽しめる生涯スポーツ社会」の実現のために、平成21年3月にスポーツ振興計画を策定した。本計画では、「多様な参加できる『する』スポーツの充実」「魅力ある『観る』スポーツの充実」「感動を分かち合う『支える』スポーツの充実」「気楽に利用できる『場所』の充実」「スポーツを楽しむきっかけとなる『情報』の充実」という5つの基本施策に分けて取り組もうとしている。今後は、競技力の向上や健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや地域コミュニティの形成、ひいてはまちづくりに大きく貢献することが期待されている。

保健・栄養分野では”健康輝くさんさんさんむ（さん…参加しよう地域のつながり、む…むかい合おう自分の健康）”をキャッチフレーズとした「山武市健康増進計画」を健康づくりの指針としている。計画策定においては、現状を把握するためアンケート調査や関係者・市民からの意見を聴取した。結果、山武市の抱える課題として「食生活」「運動」「心の健康」「歯の健康」「地域活動」「健康意識」の6分野を挙げ、それぞれ目標値を設定し市民の健康づくりを支援する環境整備に向け取り組んでいる。

また、市民が生きがいをもって生活する生き生きとした社会をつくることを目的に市内2箇所に健康増進施設「さんぶの森元気館」「蓮沼健康増進室」を有している。機能回復・疾病予防・介護予防・子育て支援・世代間交流など幅広い視点に立ち、市民の自主的な健康づくりを支援する基幹施設として稼働している。

「さんぶの森元気館」は、トレーニングルーム・屋内温水プール・入浴施設・トレーニング履歴を記録し個人の目標や効果を測定できるトレーニングマシンを備え、1週間に70本以上のプログラムレッスンを行っている。また、介護予防事業や理学療法士・保健師による健康相談、医師による座談会などを開催し市保健事業の会場としても利用している。平成21年度は、166、225名と多くの方に利用された。

平成19年度に、メタボリックシンドローム対策の先駆的活動として千葉県特定保健指導アウトソーシング環境整備事業「民間開発型プログラムによるハイリスクアプローチモデル事業」の選定を受け、特定保健指導の研究に取組んだ。平成21年度に特定保健指導としてメタボリックシンドローム教室を開催し、健康運動指導士による運動支援を行っている。一般市民に対しては月1回運動相談を実施しており、安全に健康づくりをすすめられる様支援を継続的に展開している。

介護予防事業では、特定高齢者・一般高齢者それぞれを対象とした運動機能向上プログラムを年間通じて開催し、身体機能の改善や運動の習慣化が認められている。

千葉県総合スポーツセンターの施設について

①耐震改修を予定している施設

(平成24年3月末日現在)

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	野球場	昭和43年7月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震改修促進計画による)
2	体育館	昭和47年7月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震改修促進計画による)
3	宿泊研修所	昭和42年6月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震化促進計画による)

②その他改修が必要な施設

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	武道館	昭和56年3月	
2	庭球場	昭和41年10月	クラブハウスの改修 (H22年度 人工芝張替及び観客席整備実施)
3	弓道場	昭和47年3月	
4	サッカー・ラグビー場	昭和45年3月	クラブハウスの改修

③改修が終了している施設(現在改修中の施設を含む)

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	陸上競技場	昭和41年7月	H15・16年度 耐震補強及び大規模改修実施
2	軟式野球場	昭和43年3月	H23年度 グランド改修及び観客席等整備実施
3	ソフトボール場	昭和43年3月	H23年度 グランド改修及び観客席等整備実施

④その他施設

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	第2陸上競技場	昭和41年10月	H24年度 走路改修予定
2	スポーツ科学センター	平成11年3月	
3	水泳場	昭和45年7月	H22年解体(大駐車場に整備)
4	相撲場	昭和45年9月	H20年廃止

資料 1 3 千葉県体育・スポーツ推進計画の変遷 (※平成 2 2 年度までは、体育・スポーツ振興計画として策定)

	第1次(S37～41年)	第2次(S42～46年)	第3次(S48～52年)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・S37年 長期計画(S35～60) ・〃 総合開発基本計画(S37～50年) ・S39年 総合5か年計画(S39～43年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S42年 第2次総合5か年計画(S41～45年) ・S44年 新長期計画(S40～60年) ・S45年 第3次総合5か年計画(S45～49年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S48年 第4次総合5か年計画(S48～52年) ・S51年 新総合5か年(S51～S55)
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・S36年 スポーツ振興法制定 ・S37年 千葉県スポーツ振興審議会発足 ・S38年 県体育課が分離独立 ・S39年 東京オリンピック大会 ・S41年 県総合運動場陸上競技場完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・S43年 国体準備室開設 ・S43年 学習指導要領告示 ・S44年 全国高校総体(5種目) ・S44年 (財)千葉県体育協会を法人化 ・S46年 全国体育指導委員研究協議会開催 ・S46年 スポーツ傷害保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・S47年 学校体育施設開放事業開始 ・S48年 第28回国民体育大会開催 ・S49年 スポーツ指導係新設 ・S50年 派遣社会教育主事(スポ担)開始 ・S52年 学習指導要領告示
振興計画の基本的項目	<p>1 スポーツの施設及び設備の整備</p> <p>(1) 県営スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ・レクリエーション施設の設備奨励</p> <p>(3) 学校体育施設の整備</p> <hr/> <p>2 スポーツ指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) クラブ指導者の育成</p> <p>(2) 社会体育指導者の育成</p> <hr/> <p>3 スポーツ活動の促進</p> <p>(1) 第22回国民体育大会の誘致</p> <p>(2) 基礎体力の増強</p> <p>(3) スポーツ行事の充実</p> <hr/> <p>4 スポーツ関係組織の充実</p> <p>(1) 保健体育課の設置奨励</p> <p>(2) 体育指導委員の充実</p> <p>(3) 市町村スポーツ振興審議会の設置奨励</p> <p>(4) 学校体育指導組織の充実</p> <p>(5) 職場スポーツの組織化</p> <hr/> <p>5 スポーツ技術の水準の向上</p> <p>(1) 選手強化策の徹底</p> <p>(2) 科学的研究の推進</p> <hr/> <p>6 スポーツによる事故防止策の徹底</p> <p>(1) スポーツ行事の事故防止策の徹底</p> <p>(2) 水による事故防止策の徹底</p> <p>(3) スポーツ医事相談の推進</p> <hr/> <p>7 スポーツ関係団体の育成</p> <p>(1) 体育協会の育成</p> <p>(2) レクリエーション関係団体の育成</p>	<p>1 体育・スポーツ活動の充実促進</p> <p>(1) 正課体育の充実と体力の向上</p> <p>(2) 運動クラブ活動の活発化</p> <p>(3) 地域・職場スポーツ活動の促進</p> <p>(4) スポーツ水準の向上</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 国民体育大会準備体制の確立と活動強化</p> <hr/> <p>2 指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) 体育担当教員の資質の向上</p> <p>(2) 地域・職場スポーツ活動指導者の育成</p> <p>(3) スポーツ技術指導者の育成</p> <hr/> <p>3 施設・設備の整備充実と活用</p> <p>(1) 県スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ施設の設置奨励</p> <p>(3) 学校体育環境・施設設備の充実</p> <p>(4) 県営野外活動施設の建設</p> <hr/> <p>4 体育・スポーツの安全管理</p> <p>(1) 安全計画の樹立</p> <p>(2) 指導・管理と点検の確認</p> <hr/> <p>5 体育行政組織の確立と関係団体の充実</p> <p>(1) 体育行政組織の整備</p> <p>(2) スポーツ団体の育成</p> <p>(3) 体育研究組織の充実</p>	<p>1 体育・スポーツ施設の整備と活用</p> <p>(1) 市町村立学校水泳プールの整備</p> <p>(2) 県立学校体育施設・用具の整備</p> <p>(3) 教育キャンプ場の建設</p> <p>(4) 市町村体育施設の建設促進</p> <p>(5) 県営体育施設の整備と活用の促進</p> <hr/> <p>2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上</p> <p>(1) 学校体育指導者講習会の充実</p> <p>(2) スポーツ指導者の養成と確保</p> <hr/> <p>3 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の向上</p> <p>(1) 市町村スポーツ教室の開設促進</p> <p>(2) スポーツクラブづくりの推進</p> <p>(3) 学校体育施設の開放の促進</p> <p>(4) 競技力向上事業の充実</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 体育・スポーツ団体の育成</p> <hr/> <p>4 体育行政組織の充実</p> <p>(1) 体育主管組織の拡充</p> <p>(2) 体育研究機関の設置促進</p>

	第4次(S53～55年)	第5次(S56～60年)	第6次(S61～H2年)
県計画	・S55年 (S56～75年)	・S56年 第5次総合5力年計画 (S56～60年) ・S58年 新産業三角構想 ・S59年 2000年の千葉県(S61～75年)	・S61年 ふるさと千葉5か年計画 (S61～H2年)
国・県の動向	・S53年 ファミリースポーツの推進 ・S54年 競技力向上ジュニア対策事業開始 ・S55年 第35回国体ヨット競技会場 ・S55年 県武道館完成	・S56年 全国高校総体(4種目開催) ・S57年 県社会体育公認指導員認定講習会 ・S57年 中堅体育・体力向上研修会開始 ・S58年 第14回全国中学校体操選手権開催 ・S60年 国体5年連続入賞	・S61年 国体関東ブロック開催 ・S61年 中高齢スポーツ指導者講習会開始 ・S63年 国際千葉駅伝開始・関東体指開催 ・H元年 第27回国学体研研究大会開催 ・H元年 学習指導要領告示 ・H元年 21世紀に向けたスポーツ振興策 ・H2年 生涯学習部体育課となる
振興計画の基本的項目	1 体育行政組織の充実 (1) 体育研究施設の整備促進 (2) 体育行政機構の拡充 2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上 (1) 学校体育指導の充実 (2) 社会体育指導者の養成と確保 3 体育・スポーツ施設の整備と活用 (1) 学校体育施設整備促進 (2) 社会体育施設整備促進(国庫整備事業) (3) 学校体育施設の開放促進 (4) 千葉県総合運動場の整備促進 4 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の向上 (1) ファミリースポーツの推進 (2) スポーツクラブづくりの促進 (3) 各種スポーツ大会の充実 (4) 競技力向上事業の充実 (5) 体育・スポーツ団体の育成 (6) 広報・広聴活動の充実	◎健康で明るい県民生活をみんなのスポーツの実現をめざして 「健康・体力づくり体制整備」 「体育・スポーツレクリエーションの振興」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織機構の整備 (2) 健康・体力づくり推進組織の設置 (3) 社会体育団体の組織整備 (4) 学校体育団体の組織の整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 民間スポーツ施設の活用 (4) 学校体育施設開放の促進 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動 (1) 県・市町村における体育・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 体育・スポーツ・レクリエーション団体の活動促進 (3) 学校における体育活動の充実 5 体育・スポーツの傷害補償 6 体育・スポーツ研究体制の整備 7 スポーツ・レクリエーション団体の資金の確保と運用	◎活力に満ちた健康で明るい県民生活を築く、生涯スポーツの実現をめざして 「健康・体力づくり体制の整備」 「みんなのスポーツ活動の推進」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織・機構の整備 (2) 社会体育団体の組織整備 (3) 学校体育団体の組織整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 学校体育施設開放の促進 (4) 民間スポーツ施設の活用 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 学校における体育・スポーツ活動の充実 (4) 高齢者スポーツ活動の推進 (5) 国際スポーツ交流の推進 5 体育・スポーツの傷害対策の充実 6 体育・スポーツの研究体制の整備 7 広報・広聴活動の推進 8 スポーツ・レクリエーション団体の資金の確保

	第7次(H3～7年)	第8次(H8～12年)	第9次(H13～17年)
県計画	・H3年 さわやかハートちば5カ年計画 (H3～7年)	・H8年 ちば新時代5カ年計画(H8～12) ・H10年 千葉県長期ビジョン(～2025年) ・H11年 千葉県教育長期ビジョン(～2025年)	・H13年 新世紀ちば5カ年計画 (みんなでつくる未来のちば) (13年～17年)
国・県の動向	・H3年 第41回世界卓球選手権大会開催 ・H4年 スポーツ振興財団設立 ・H4年 県スポーツプログラマー講習会 ・H5年 全国スポレク祭開催 ・H5年 世界フィギュアFJ級ヨット ・H6年 スポーツ振興基金・嘉納杯柔道 ・H7年 UITクレール射撃・世界柔道大会	・H8年 千葉県スポーツ振興マスタープラン 策定(H8～32年) ・H8年 千葉県国際総合水泳場完成 ・H10年 学習指導要領告示 ・H11年 千葉県スポーツ科学総合センター開所 ・H11年 国体・総体準備班新設	・H14年 国体関東ブロック開催 ・H16年 全国中学校総合体育大会 ・H17年 全国高等学校総合体育大会開催 (28市町村, 28競技)
振興計画の基本的項目	◎さわやかで豊かさあふれる県民生活をつくる 体育・スポーツの充実をめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 学校体育指導者の資質の向上 (2) 学校体育指導の充実と児童生徒の体力の向上 (3) 運動部活動の促進 (4) 学校体育団体の活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 地域スポーツ指導者の養成と活用 (2) 地域スポーツ・レクリエーション活動の充実 (3) 社会体育団体組織の充実と活動の促進 3 競技スポーツの振興 (1) 競技スポーツ指導者の資質の向上と派遣 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 競技力の向上 4 国際スポーツの交流の推進 5 体育・スポーツ施設の整備・充実 (1) 公共スポーツ施設の整備・充実 (2) 学校体育施設の整備・充実 (3) 学校体育施設開放の促進 6 広報・広聴活動の推進 7 体育・スポーツの顕彰 8 スポーツ振興資金の整備 9 体育・スポーツの安全対策の充実	◎さわやかスポーツちばをめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実と児童生徒の体力向上 (2) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充 (2) 指導者の養成と活用の推進 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力の向上 (2) 国体・全国高校総体の開催準備 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 中核的スポーツ施設の整備 (2) 地域スポーツ施設の整備促進 (3) 体力増進センター(仮称)の整備 (4) 学校体育・スポーツ施設の整備促進 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備 (4) スポーツ振興のための財政基盤の確立	◎みんなでつくる21世紀のスポーツちば 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実 (2) 児童生徒の体力向上 (3) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充と県民の体力向上 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力向上事業の充実 (2) 競技力向上推進体制の充実 (3) 全国高校総体の開催 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 県総合運動場の整備 (2) 県立スタジアム(仮称)の整備 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備

	第10次(H19～23年)	第11次(H24～28)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年 千葉県総合計画(輝け!ちば元気プラン) ・H22年 千葉県教育振興基本計画 (みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン) (22年～26年) 	
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年 国体関東ブロック開催 ・H22年 「スポーツ立国戦略」策定 ・H22年 国民体育大会(ゆめ半島千葉国体)開催 (32市町, 37競技) ・H22年 全国障害者スポーツ大会(ゆめ半島千葉大会)開催 (7市町, 13競技) ・H22年 「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年 「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定 ・H23年 スポーツ基本法制定 ・H24年 ちばアクアラインマラソン開催 ・H24年 「スポーツ基本計画」策定 ・H26年 煌めく青春 南関東総体2014
振興計画の基本的項目	<p>◎スポーツや健康づくりの運動を習慣化し、自分の健康は自分で守る、活力ある県民を増やす。(5つの戦略)</p> <p>★戦略1</p> <p>○子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境を拡大する</p> <p>(1)いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業の展開</p> <p>(2)学校教育の充実</p> <p>(3)運動部活動の充実</p> <p>(4)食育の推進</p> <p>(5)学齢期の子どもたちに「真のスポーツマンシップ」の育成</p> <p>★戦略2</p> <p>○県民の健康・活力を高める</p> <p>(1)県民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの支援</p> <p>(2)高齢者の健康づくりや介護予防の普及</p> <p>(3)障害のある方々のスポーツ環境の充実</p> <p>★戦略3</p> <p>○地域のスポーツ環境を整備する</p> <p>(1)地域の実情に応じた地域スポーツの振興</p> <p>(2)スポーツを身近に感じる県民を増やす</p> <p>(3)県民のニーズに応える公共スポーツ施設の整備</p> <p>(4)新たな生涯スポーツ指導者養成・活用システムの開発</p> <p>(5)地域スポーツ振興に寄与するボランティアの啓発</p> <p>★戦略4</p> <p>○ちばの競技力を育てる</p> <p>(1)「人づくり」「地域づくり」を重点化した競技力向上</p> <p>(2)戦略的な競技力向上事業の推進</p> <p>(3)スポーツ医学を活用した競技力向上事業の推進</p> <p>(4)国際交流やトップレベルの選手と県民の交流の推進</p> <p>(5)スポーツ振興関連団体の支援</p> <p>★戦略5</p> <p>○第65回国民体育大会・第10回全国障害者スポーツ大会の成功</p> <p>(1)第65回国民体育大会に向けて</p> <p>(2)第10回全国障害者スポーツ大会に向けて</p>	<p>◎すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿</p> <p>「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進</p> <p>1 生涯スポーツの推進</p> <p>(1)健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進</p> <p>(2)高齢者のスポーツ推進</p> <p>(3)障害のある人のスポーツ推進</p> <p>2 子どもの体力向上と体育の充実</p> <p>(1)幼児期における体力づくりの推進</p> <p>(2)教科体育の充実</p> <p>(3)児童生徒の体力の向上</p> <p>(4)運動部活動の充実</p> <p>(5)子どもの体力向上に向けた食育の推進</p> <p>3 競技力の向上</p> <p>(1)選手の育成、強化・指導者の養成、確保</p> <p>(2)競技力向上のための環境整備</p> <p>(3)スポーツ医・科学の積極的な活用</p> <p>(4)組織・調査等の充実</p> <p>4 スポーツ環境の整備</p> <p>(1)人づくりの推進</p> <p>(2)施設の再整備と有効活用</p> <p>(3)システムづくりの推進</p> <p>5 スポーツを活用した地域の活力づくり</p> <p>(1)プロスポーツを活用したスポーツの推進</p> <p>(2)豊かな自然を生かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信</p> <p>(3)国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり</p>

資料14 千葉県スポーツのあゆみ

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ
S20	1945	・県庁教学課体育係を設置		・文部省に体育局復活
21	1946	・社会体育課が教学課から分離独立 (社会体育課体育係)	・国民体育大会に県42名派遣	・第1回国民体育大会
22	1947	・県体育会から県体育協会に改組 ・県体育課の設置	・県教職員体育大会開催	・第1回全国レクリエーション大会
23	1948	・教育委員会制度発令 ・県庁教育部体育課から教育委員会事務局 体育課へ移行 ・県高等学校体育連盟結成	・第1回県民体育大会開催	・全国高等学校体育連盟発足
24	1949	・体育課が健康教育課と改称 ・県小中学校体育連盟結成	・第4回国民体育大会野球競技開催	・国際オリンピックに復活 ・保健体育審議会設置
25	1950	・県教育委員会が県教育庁と改称		
26	1951		・日米親善レスリング、全日本学生 陸上開催	
27	1952		・ヘルシンキオリンピック大会で本県の石井庄八 選手がレスリングバンタム級優勝	
28	1953	・健康教育課が保健体育課に改称		
29	1954		・全国学校保健体育研究協議会開催	
30	1955			・全国中学校体育連盟発足
31	1956	・県レクリエーション協会発足 ・日本女子体育連盟千葉県支部発足	・体育指導員制度発足 ・県スポーツ記者会グリーンリボン賞を設定し年間 最優秀スポーツ選手を表彰	・第1回世界柔道選手権大会開催
32	1957			・スポーツ振興審議会設置
33	1958		・文部省の社会体育表彰を開始	・国立競技場竣工
34	1959		・教員皆泳運動(第1回水泳教室)	・オリンピック東京大会組織委員会発足
35	1960	・県体育指導委員連絡協議会発足		・全国体育指導委員協議会 発足
36	1961	・保健体育課内に運動競技係新設	・県体育協会15周年記念式典	・スポーツ振興法公布
37	1962	・県スポーツ振興審議会発足	・県スポーツ選手強化委員会発足 ・千葉県スポーツ史の発刊	・文部省にスポーツ課設置 ・日本スポーツ少年団設立
38	1963	・保健体育課が体育課と学校保健課に分離独立		
39	1964		・オリンピック東京大会近代五種競技新鋭競争 ・スポーツフェスタ講習会の部千葉県検見川東大 グラウンドで開催	・第18回オリンピック 東京大会開催
40	1965		・第1回巡回スポーツ技術教室 ・第1回小学校水泳教室	・体力つくり国民会議発足
41	1966		・県総合運動場陸上競技場完成	・「体育の日」制定
42	1967		・第28回国民体育大会千葉県開催 内定	・ユニバーシアード東京大会開催
43	1968	・国体準備室の設置 ・千葉県女子体育連盟に改称	・第22回全国レクリエーション大会開催	(メキシコオリンピック)
44	1969	・県体育協会を法人化	・第1回中学校水泳教室 ・全国高等学校総合体育大会5種目 開催	
45	1970		・東部地区学校体育研究大会開催	
46	1971		・第12回全国体育指導委員研究協議会開催	・スポーツ安全協会傷害保険発足 ・札幌オリンピック冬季大会開催
47	1972		・学校体育施設開放事業開始	(ミュンヘンオリンピック)
48	1973		・第28回国民体育大会開催 ・県体育会館完成	
49	1974	・体育課内にスポーツ指導係設置		
50	1975		・派遣社会教育指導主事制度開始	・派遣社会教育主事(スポーツ担当)制度発足
51	1976		・第16回全国中学校選抜水泳大会 開催	(モントリオールオリンピック)
52	1977		・県体育協会創立30周年記念式典	
53	1978		・ファミリースポーツ推進と広報活動の展開 ・県スポーツ史Ⅱ発刊	
54	1979		・競技力向上ジュニア対策事業開始	
55	1980		・第35回国民体育大会ヨット競技開催	(モスクワオリンピック)
56	1981		・全国高等学校総合体育大会4種目 開催	
57	1982	・県体育指導委員連絡協議会が県体育指導委員 連合会に改組	・県社会体育公認指導員認定講習会 開始 ・中堅体育指導者研修会開始 ・体力向上推進委員研修会開始	
58	1983		・第14回全国中学校体操・新体操選手権大会開催 ・「千葉県の体育・スポーツ」を刊行	
59	1984	・県が「2000年の千葉県」策定 (S61年～H2年)		(ロサンゼルスオリンピック)
60	1985		・国民体育大会7年連続 (天皇杯または皇后杯)入賞	・ユニバーシアード神戸会開催

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ	
61	1986	第6次計画	・県が「ふるさと千葉5カ年計画」策定(61年～H2年)	・中高年スポーツ指導者講習会開始	
62	1987		・第40回県民体育大会	・教育改革推進大綱スポーツの振興に関する懇談会発足	
63	1988		・国際千葉駅伝開始 ・第24回関東体育指導委員研究大会開催 ・ソウルオリンピック大会で本県の・鈴木大地選手が100m背泳ぎで優勝・鈴木大地選手に県民栄誉賞を授与	・文部省機構改革(生涯学習局設置、スポーツ課を生涯スポーツ課、競技スポーツ課に分離) ・第1回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・国民体育大会2巡目開催(ソウルオリンピック)	
H元	1989		・第27回全国学校体育研究大会開催 ・県民体育大会5地区巡回開催開始	・保健体育審議会「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」答申 ・第1回生涯学習フェスティバル開催 ・(財)日本オリンピック委員会設立	
2	1990	・県教育庁生涯学習部体育課となる ・国際スポーツ交流準備班を推進室に改称	・第1回生涯スポーツコンベンション開催 ・スポーツ振興基金設立		
3	1991	第7次計画	・県が「さわやかハートちば5カ年計画」策定(H3年～7年) ・スポーツ施設班の設置	・第41回世界卓球選手権大会開催	・ユニバーシアード冬季大会開催(札幌)
4	1992		・(財)県スポーツ振興財団設立	・県スポーツプログラマー養成講習会開始 ・2002年ワールドカップサッカー大会千葉県立候補	(バルセロナオリンピック)
5	1993		・第6回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・1994年世界フィギュアスケート選手権大会開催 ・FJ級ヨット世界選手権大会開催		
6	1994		・県スポーツ振興基金設立	・嘉納治五郎杯国際柔道大会開催	・第12回アジア競技大会開催(広島市)
7	1995	・千葉県スポーツ振興マスタープラン(仮称)策定委員会設置	・UITワールドカップ(クレール射撃)千葉大会、世界柔道選手権大会他 3つの国際スポーツ大会開催 ・平成17年度全国高等学校総合体育大会千葉県開催了承 ・平成22年第65回国民体育大会招 致決議開催要望書提出	・ユニバーシアード福岡大会開催	
8	1996	第8次計画	・県が「ちば新時代5カ年計画」策定(H8年～H12年) ・千葉県スポーツ振興マスタープラン策定(H8年H32年)	・県国際総合水泳場完成 ・第28回アジアウエイトリフティング選手権大会兼第9回アジア女子ウエイトリフティング選手権大会大会他2つの国際スポーツ大会開催	・2002年W杯サッカー日韓共催決定(アトランタオリンピック)
9	1997		・国際スポーツ交流推進業務を運動競技係が担当 ・千葉県中核的スポーツ施設整備基本計画の策定	・県体育協会50周年記念式典 ・東部地区学校体育実技指導者講習会開催 ・第33回関東体育指導委員研究大会開催 ・荻村杯全日本グランプリ'97国際卓球選手権大会開催 ・長野オリンピック聖火リレー実施 ・生涯スポーツコンベンション'98開催	・保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康保持のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申 ・長野オリンピック冬季大会開催
10	1998		・国際スポーツ交流推進室を廃止 ・スポーツ施設整備室を設置 ・県が「長期ビジョン」策定	・県高等学校体育連盟50周年記念式典 ・県小中学校体育連盟 50周年記念式典 ・1998バレーボール世界選手権男子千葉 ・幕張大会開催 ・アウトドアスポーツ指導者講座開始 ・ライフステージ対応スポーツ指導者講座開催	・新体カテスト
11	1999		・係を廃止し班 ・国体、総体準備室設置 ・「千葉県教育長期ビジョン」策定	・県スポーツ科学総合センター開所 ・1999世界大学ウエイトリフティング選手権大会開催	・スポーツ振興法一部改正
12	2000	・国体・総体準備室に改称 ・県が「新世紀ちば5カ年計画」策定(H13年～17年)	・シドニーオリンピック大会で本県の永田克彦選手がレスリング・69kg級で準優勝 ・女子マラソンで優勝した高橋尚子選手に県民栄誉賞、その指導者、小出義雄監督に県知事特別賞、永田克彦選手に県知事賞を授与	・保健体育審議会「スポーツ振興基本計画の在り方について一豊かなスポーツ環境を目指し」答申 ・文部省が文部科学省に、体育局がスポーツ・青少年局に(シドニーオリンピック)	
13	2001	第9次計画	・千葉県競技力向上推進本部の設置	・第8回世界陸上競技選手権大会ハンマー投げで2位となった室伏広治選手に県知事賞を授与	
14	2002		・第14回アジア競技大会馬術競技障害飛越で団体優勝した林 忠義選手、同テニス競技男子で団体優勝した寺地貴弘選手、同柔道90kg級で優勝した矢崎雄大選手に県知事賞を授与	・中央教育審議会が子どもの体力向上のための総合的な方策についてを答申 ・ワールドカップサッカー日本・韓国共催にて開催 ・学校週5日制の完全実施 ・スポーツ振興くじ実施による助成開始	
15	2003		・生涯学習部体育課から教育振興部体育課となる ・学校体育室、スポーツ振興室、総体推進室の3室体制に改組・国体準備室は環境生活部県民生活課へ移管	・第11回全国中学校駅伝の開催 ・第37回世界体操競技選手権大会で鉄棒、あん馬に優勝した鹿島丈博選手、同大会で個人総合3位の富田洋之選手、第9回世界陸上競技選手権女子マラソンで3位の千葉真子選手に県知事賞を授与	
16	2004		・総体推進室が南庁舎に移動	・第28回アテネオリンピック陸上競技ハンマー投げ1位の室伏広治選手、団体体操競技団体優勝の富田洋之、鹿島丈博、米田 功選手に県民栄誉賞を授与、同大会水泳競技3位の森田智己選手、ヨット競技3位の関一人選手、野球競技3位の小林正英選手、清水直行選手、金子誠選手に県知事賞を授与、男子体操競技監督の加納 賢監督に千葉県知事特別賞を授与	(アテネオリンピック)
17	2005	・2005千葉きらめき総体の開催 (・環境生活部県民生活課国体準備室から環境生活部国体準備室となる)	・千葉ロッテマリーンズアジアシリーズ及び日本シリーズ制覇 ・JEF市原千葉ナビスコカップ制覇		

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ
18	2006	(・環境生活部国体準備室から環境生活部国体・全国障害者スポーツ大会局となる)	・第15回アジア競技大会陸上競技棒高跳で優勝した澤野大地選手、同大会7人制ラグビーフットボール競技で優勝した鈴木貴士選手に県知事賞を授与	・スポーツ振興基本計画の一部改定
19	2007	・「千葉県教育の戦略ビジョン」策定 ・いきいきちばっ子健康・体づくりモデルプラン作成		
20	2008		・第29回北京オリンピック陸上競技400mリレー3位の高平慎士選手、同大会体操競技2位の坂本功貴選手に県知事賞を授与	(北京オリンピック) ・小学校、中学校学習指導要領改訂
21	2009	・体育の授業マスター認定事業	・2009年世界柔道選手権大会女子48kg級で優勝した福見友子選手、第14回世界剣道選手権大会女子個人で優勝した廣見由紀子選手に県知事賞を授与	・高等学校、特別支援学校学習指導要領改訂
22	2010	第10次計画 ・「千葉県総合計画」策定 ・「千葉県教育振興基本計画」策定 ・2010ゆめ半島千葉国体 開催 ・2010ゆめ半島千葉大会 開催 ・「千葉県体育・スポーツ振興条例」 制定	・ワールドカップサッカー南アフリカ大会ベスト16進出に貢献した田中マルクス闘莉王選手、玉田圭司選手、阿部勇樹選手に千葉県知事特別賞を授与 ・世界柔道選手権2010東京大会男子73kg級で優勝した秋本啓之選手、同大会女子52kg級で優勝した西田優香選手に千葉県知事特別賞を授与 ・千葉ロッテマリーンズ日本シリーズ制覇 ・第17回世界相撲選手権大会及び第16回アジア競技大会で優勝した10名に、県知事賞を授与	・スポーツ立国戦略の策定 ・スポーツ基本法の検討
23	2011	・千葉県教育庁教育振興部体育課に「ちばアクアラインマラソン」準備室設置 ・第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定	・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパン宮間あや選手、丸山桂里奈選手に県民栄誉賞を授与 ・2011世界柔道選手権(フランス・パリ)大会、女子57kg級優勝の佐藤愛子選手に千葉県知事賞を授与 ・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパンの選手・監督に国民栄誉賞を授与 ・柏レイソルJ1復帰の年にJ1リーグ初制覇	・3.11東日本大震災発生 ・東日本大震災復興支援事業開始 ・スポーツ基本法の制定
24	2012	・公益財団法人千葉県体育協会へ移行 ・千葉県スポーツ推進委員会へ改名 ・ちばアクアラインマラソン開催		(ロンドンオリンピック) ・「スポーツ基本計画」策定予定
25	2013	第11次計画		
26	2014	・煌めく青春 南関東総体2014の開催		
27	2015			
28	2016			